



稲城市告示第13号

令和4年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和4年2月17日

稲城市長 高 橋 勝



記

- 1 期日 令和4年2月24日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和４年第１回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第 １号議案 稲城市特定個人情報保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例
- 第 ２号議案 稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 ３号議案 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ４号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 ５号議案 稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 ６号議案 稲城市消防団条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第 ７号議案 令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第12号）
- 第 ８号議案 令和３年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 第 ９号議案 令和３年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

<当初予算>

- 第 10号議案 令和４年度東京都稲城市一般会計予算
- 第 11号議案 令和４年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 12号議案 令和４年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 13号議案 令和４年度東京都稲城市介護保険特別会計予算
- 第 14号議案 令和４年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第 1 5 号議案 令和 4 年度東京都稲城市下水道事業会計予算

第 1 6 号議案 令和 4 年度東京都稲城市病院事業会計予算

<そ の 他>

第 1 7 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

第 1 8 号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東京都稲城市一般会計
補正予算（第11号））

第 1 号議案

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）の改正に伴い、稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 1 号	担 当 課	総務部文書法制課
件 名	稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）の改正に伴い、稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第13条（情報提供等の記録） 省令の名称が改められたことに伴い、文言を整理します。 【施行期日】 この条例は、公布の日から施行します。			

稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の新旧対照表

新	旧
(情報提供等の記録) 第13条 実施機関は、番号法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供を行ったときは、次に掲げる事項を、情報提供ネットワークシステムに接続された実施機関の使用する電子計算機に記録しなければならない。 (1)～(4) …… (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令</u>（平成26年総務省令第85号）第47条第1項各号に掲げる事項 2 …… (略)	(情報提供等の記録) 第13条 実施機関は、番号法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供を行ったときは、次に掲げる事項を、情報提供ネットワークシステムに接続された実施機関の使用する電子計算機に記録しなければならない。 (1)～(4) …… (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</u>（平成26年総務省令第85号）第47条第1項各号に掲げる事項 2 …… (略)

第 2 号議案

稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

固定資産評価審査の手續における審査申出人の押印等の義務付けを廃止するため、稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

稲城市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名又は記名・押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 2 号	担 当 課	総務部文書法制課
件 名	稲城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、固定資産評価審査の手續における審査申出人の押印等の義務付けを廃止するため、稲城市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年稲城市条例第24号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第 4 条（審査の申出） 審査申出書に係る審査申出人の署名又は押印の義務付けを廃止するとともに、項番号を繰り上げます。 ○ 第 8 条（口頭審理） 口頭審理における口述書に係る提出者の署名又は押印の義務付けを廃止します。 【施行期日】 この条例は、公布の日から施行します。			

稲城市固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表

新	旧
(審査の申出) 第4条 …… (略) 2・3 …… (略) <u>4・5</u> …… (略) (口頭審理) 第8条 …… (略) 2～4 …… (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) …… (略) 6～8 …… (略)	(審査の申出) 第4条 …… (略) 2・3 …… (略) <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が署名又は記名・押印しなければならない。</u> <u>5・6</u> …… (略) (口頭審理) 第8条 …… (略) 2～4 …… (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名又は記名・押印しなければならない。 (1)～(3) …… (略) 6～8 …… (略)

第 3 号議案

稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

学校運営協議会委員の報酬額を規定するため、稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年
稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の部中

「

子ども・子育て 会議	会長 委員	日額 日額	9,900 8,800
---------------	----------	----------	----------------

」

を

「

子ども・子育て 会議	会長 委員	日額 日額	9,900 8,800
学校運営協議会委員		日額	1,100

」

に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 3 号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、学校運営協議会委員の報酬額を規定するため、稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 別表（第2条関係） 学校運営協議会委員の報酬額を日額1,100円とする規定を追加します。 【施行期日】 この条例は、令和4年4月1日から施行します。			

稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

新					旧								
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）								
職名等		支給単位	報酬額（円）		備考		職名等		支給単位	報酬額（円）		備考	
1・2　……（略）					1・2　……（略）								
3	……（略）					3	……（略）						
	子ども・子育て 会議	会長 委員	日額	9,900 8,800	子ども・子育て 会議		会長 委員	日額	9,900 8,800				
	学校運営協議会委員		日額	1,100									
4～8　……（略）					4～8　……（略）								

第 4 号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）第 7 条の規定による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「並びに被保険者均等割額」を「及び被保険者均等割額」に改める。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条の国民健康保険税の額とし」を「その減額後の国民健康保険税の額とし」に、「同条の国民健康保険税の額とする」を「その特例による減額後の国民健康保険税の額とする」に改める。

第21条各号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,115円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,525円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,050円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割

額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1,245円

イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 2,075円

ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 3,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,150円

第21条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

付則第 3 項中「第21条」を「第21条第 1 項」に、「法第703条の 5」を「法第 703条の 5 第 1 項」に改める。

付則第 4 項、第 5 項及び第 7 項から第14項までの規定中「第21条」を「第21条第 1 項」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第 1 項及び第21条の改正規定、第21条の 2 の改正規定（「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。）並びに付則第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項から第14項までの改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 この条例（前条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第4号	担当課	市民部保険年金課
件名	稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
【概要】 本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）第7条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第2条、第3条、第5条、第6条及び第13条 文言を整理します。 ○ 第21条（国民健康保険税の減額） 地方税法の改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額（低所得者軽減の適用がある場合は軽減後の被保険者均等割額）を5割軽減することとするほか、引用条項等を整理します。 ○ 第21条の2並びに付則第3項から第5項まで及び第7項から第14項まで 第21条の改正に伴い、引用条項等を整理します。 【施行期日等】 この条例は、令和4年4月1日（一部は公布の日）から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。			

稲城市国民健康保険税条例の新旧対照表

新	旧
(課税額) 第2条 …… (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 …… (略) 2 …… (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 …… (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.19を乗じて算定する。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とし、第21条の2の規定による課税の特例に該当した場合には、その特例による減額後の国民健康保険税の額とする。以下こ	(課税額) 第2条 …… (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 …… (略) 2 …… (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 …… (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.19を乗じて算定する。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とし、第21条の2の規定による課税の特例に該当した場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を

の条において同じ。)を課する。

2～9 …… (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 23,870円

イ・ウ …… (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円

課する。

2～9 …… (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 23,870円

イ・ウ …… (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者

(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,050円

イ・ウ ……(略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,820円

イ・ウ ……(略)

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,115円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,525円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,050円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次

務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,050円

イ・ウ ……(略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,820円

イ・ウ ……(略)

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1,245円

イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 2,075円

ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 3,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,150円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第13条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第 2 項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）及び」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条第 1 項の規定の適用については、同条中「法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第13条第 9 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第 2 項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第 2 項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の 5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の 5に規定する総所得金額（所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及

び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項

び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得

所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあ

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」

項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施

とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の

特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第 5 号議案

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

民法（明治29年法律第89号）の改正による成年年齢の引下げを踏まえ、稲城市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険条例（昭和34年稲城市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項各号中「20歳」を「18歳」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険条例第7条の2の規定は、令和4年4月1日以後に結核医療給付金を支給する場合について適用する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 5 号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、民法（明治29年法律第89号）の改正による成年年齢の引下げを踏まえ、稲城市国民健康保険条例（昭和34年稲城市条例第83号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第 7 条 の 2 （結核・精神医療給付金） 民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえ、結核医療給付金の支給に係る非課税判定における年齢区分を20歳から18歳に改めます。 【施行期日等】 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。			

稲城市国民健康保険条例の新旧対照表

新	旧
(結核・精神医療給付金) 第7条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の市民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の定めるところにより当該市民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。 (1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者 (2) <u>18歳未満</u>の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主 2～6 ……（略）	(結核・精神医療給付金) 第7条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の市民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の定めるところにより当該市民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。 (1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者 (2) <u>20歳未満</u>の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主 2～6 ……（略）

第 6 号議案

稲城市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

令和 3 年 4 月 13 日付け消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を受け、災害出動等に従事した消防団員への給付に係る規定を整備するため、稲城市消防団条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市消防団条例の一部を改正する条例

稲城市消防団条例（平成元年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 報酬条例に定める報酬のほか、消防団員が次の各号に掲げる職務に服するときは、当該各号に定める報酬を支給する。

- (1) 災害出動 1日につき7,000円
- (2) 警戒又は訓練 1日につき3,000円
- (3) 点検又は会議等 1日につき1,000円

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第 6 号	担 当 課	消防本部防災課
件 名	稲城市消防団条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、令和 3 年 4 月 13 日付け消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を受け、災害出動等に従事した消防団員への給付に係る規定を整備するため、稲城市消防団条例（平成元年稲城市条例第 25 号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○ 第 13 条（報酬等）

災害出動等に従事した消防団員への給付に係る規定を次のとおり整備します。

職 務	支 給 額	
	改正前 (費用弁償として支給)	改正後 (報酬として支給)
災害出動	1 回につき 3,000 円	1 日につき 7,000 円
警戒又は訓練	1 回につき 2,500 円	1 日につき 3,000 円
点検	1 回につき 1,000 円	1 日につき 1,000 円
会議等	なし	1 日につき 1,000 円

【施行期日】

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

稲城市消防団条例の新旧対照表

新	旧
(報酬等) 第13条 …… (略) <u>2 報酬条例に定める報酬のほか、消防団員が次の各号に掲げる職務に服するときは、当該各号に定める報酬を支給する。</u> (1) <u>災害出動 1日につき7,000円</u> (2) <u>警戒又は訓練 1日につき3,000円</u> (3) <u>点検又は会議等 1日につき1,000円</u>	(報酬等) 第13条 …… (略) <u>2 報酬条例に定める費用弁償のほか、消防団員が次の各号に掲げる職務に服するときは、当該各号に定める金額を弁償する。</u> (1) <u>災害出動 1回につき3,000円</u> (2) <u>教育訓練 1回につき2,500円</u> (3) <u>警戒業務 1回につき2,500円</u> (4) <u>定期点検業務 1回につき1,000円</u>

第 7 号議案

令和 3 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第12号）

令和 3 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度東京都稲城市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 313,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,586,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月24日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
12 地 方 交 付 税		943,489	538,101	1,481,590
	1 地 方 交 付 税	943,489	538,101	1,481,590
16 国 庫 支 出 金		9,175,759	100,887	9,276,646
	1 国 庫 負 担 金	5,718,544	70,058	5,788,602
	2 国 庫 補 助 金	3,430,206	30,829	3,461,035
17 都 支 出 金		6,327,757	25,678	6,353,435
	1 都 負 担 金	2,069,402	24,472	2,093,874
	2 都 補 助 金	3,969,281	1,206	3,970,487
19 寄 附 金		7,555	603	8,158
	1 寄 附 金	7,555	603	8,158
20 繰 入 金		716,680	△5,291	711,389
	1 基 金 繰 入 金	714,280	△5,291	708,989
23 市 債		2,071,029	△346,015	1,725,014
	1 市 債	2,071,029	△346,015	1,725,014
歳 入 合 計		40,272,776	313,963	40,586,739

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,639,743	5,003	3,644,746
	1 総 務 管 理 費	2,917,043	5,003	2,922,046
3 民 生 費		19,478,193	94,490	19,572,683
	1 社 会 福 祉 費	6,156,065	25,869	6,181,934
	2 児 童 福 祉 費	11,077,571	14,585	11,092,156
	3 生 活 保 護 費	2,211,468	54,036	2,265,504
8 土 木 費		4,417,512	188,370	4,605,882
	4 都 市 計 画 費	2,647,775	188,370	2,836,145
10 教 育 費		4,745,284	26,100	4,771,384
	2 小 学 校 費	1,109,914	18,000	1,127,914
	3 中 学 校 費	716,065	8,100	724,165
歳 出 合 計		40,272,776	313,963	40,586,739

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算管理運営費	4,400
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金支給事業	51,624
10 教育費	2 小学校費	小学校管理運営費	18,000
10 教育費	3 中学校費	中学校管理運営費	8,100

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位 千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
鉄道駅ホームドア整備事業補助金	令和3年度から 令和4年度まで	129,000	令和3年度から 令和6年度まで	129,000

第4表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	1,262,829	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	916,814	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	538,101
普通交付税交付額	538,101

(単位：千円)

説	明
(障害福祉課)	20,150
障害者自立支援給付費等負担金（１／２）	20,150
(生活福祉課)	40,526
医療扶助費等国庫負担金（３／４）	40,526
(保険年金課)	9,382
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分（１／２）	9,382
(児童青少年課)	1,430
保育士等処遇改善臨時特例交付金（１０／１０）	1,430
児童青少年課分	1,430
(子育て支援課)	11,949
保育士等処遇改善臨時特例交付金（１０／１０）	11,949
子育て支援課分	11,949
(教育総務課)	9,000
学校保健特別対策事業費補助金（１／２）	9,000

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	（ 2 教育費国庫補助金）				2 中学校費補助金	4,050
	6 総務費国庫補助金	340,697	4,400	345,097		
					1 総 務 管 理 費 補 助 金	4,400
計		9,175,759	100,887	9,276,646		

第 17 款 都 支 出 金 （補正額 25,678 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	2,069,402	24,472	2,093,874		
	1 民生費都負担金	2,068,335	24,472	2,092,807		
					1 社 会 福 祉 費 負 担 金	10,075
					4 国民健康保険 基盤安定負担金	14,397
2	都 補 助 金	3,969,281	1,206	3,970,487		
	2 民生費都補助金	1,739,592	1,206	1,740,798		
					3 児 童 福 祉 費 補 助 金	1,206
計		6,327,757	25,678	6,353,435		

（単位：千円）

説 明	
（教育総務課）	4,050
学校保健特別対策事業費補助金（１／２）	4,050
（市民課）	4,400
社会保障・税番号制度システム整備費補助金（１０／１０）	4,400

第16款 国 庫 支 出 金

（単位：千円）

説 明	
（障害福祉課）	10,075
障害者自立支援給付費等負担金（１／４）	10,075
（保険年金課）	14,397
国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分（３／４）	9,706
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分（１／４）	4,691
（子育て支援課）	1,206
保育従事職員等処遇改善事業補助金（１０／１０）	1,206

第17款 都 支 出 金

第 19 款 寄 附 金 （補正額 603 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	7,555	603	8,158		
	2 衛 生 費 寄 附 金	0	73	73		
					1 保 健 衛 生 費 寄 附 金	73
	3 土 木 費 寄 附 金	0	30	30		
					1 都 市 計 画 費 寄 附 金	30
	4 教 育 費 寄 附 金	0	500	500		
					1 社 会 教 育 費 寄 附 金	500
計		7,555	603	8,158		

説 明	
（生活環境課） 環境保全活動事業指定寄附金	73 73
（緑と環境課） ホタル育成事業指定寄附金	30 30
（社会教育・公民館係（中央公民館）） 文化事業指定寄附金	500 500
第19款 寄 附 金	

第 20 款 繰 入 金 （補正額 △5,291 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	714,280	△5,291	708,989		
	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	420,862	△5,291	415,571		
					1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△5,291
計		716,680	△5,291	711,389		

説 明	
（財政課） 財政調整基金繰入金	△5,291 △5,291
第20款 繰 入 金	

第 23 款 市 債 （補正額 △346,015 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	2,071,029	△346,015	1,725,014		
	5 臨時財政対策債	1,262,829	△346,015	916,814		

説 明	
第23款 市 債	

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	（ 5 臨時財政対策債）				1 臨時財政対策債	△346,015
計		2,071,029	△346,015	1,725,014		

（単位：千円）

説 明	
（財政課） 臨時財政対策債	△346,015 △346,015
第23款 市 債	

歲 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 5,003 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 管 理 費		2,917,043	5,003	2,922,046	4,400	0	0	603	0
	6 財 産 管 理 費	303,458	603	304,061	0	0	0	603	0
					0	0	0	603	0
	9 電 算 管 理 費	502,069	4,400	506,469	4,400	0	0	0	0
					4,400	0	0	0	0
計		3,639,743	5,003	3,644,746	4,400	0	0	603	0

(単位：千円)

[illegible]

第2款 総 務 費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(変更)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他
鉄道駅ホームドア整備事業補助金									
補正前	まちづくり 計画課	129,000			令和3年度から 令和4年度まで	129,000	64,500		
補正後	まちづくり 計画課	129,000			令和3年度から 令和6年度まで	129,000	64,500		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2 その他					
補正前	10,237,592	10,037,875	1,262,829	831,872	10,468,832
補正額			△ 346,015		△ 346,015
計	10,237,592	10,037,875	916,814	831,872	10,122,817
(3) 臨時財政対策債					
補正前	10,003,527	9,813,132	1,262,829	780,141	10,295,820
補正額			△ 346,015		△ 346,015
計	10,003,527	9,813,132	916,814	780,141	9,949,805
合 計					
補正前	24,026,219	24,454,744	2,071,029	1,960,876	24,564,897
補正額			△ 346,015		△ 346,015
計	24,026,219	24,454,744	1,725,014	1,960,876	24,218,882

議案概要説明書

議 案 番 号	第 7 号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和 3 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第12号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		40,272,776	
補 正 額		313,963	
補正後の予算総額		40,586,739	
(補正の概要)			
今回の補正の主なものは、国の令和3年度補正予算（第1号）への対応として、地方交付税の増額、マイナンバーカード所持者がマイナポータルで行う転出届及び転入予約に対応するために住民記録システムを改修することに伴う委託料の増額、保育士、学童クラブ支援員等の処遇改善を行うための補助金の計上、令和4年度に予定していた事業を前倒して実施すること及び国庫補助事業の一部を繰り越すことにより令和3年度内における都補助金の歳入が見込めなくなったことに伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策（第23弾）として、小・中学校における衛生用品等の購入に係る経費の計上等を行うものです。 その他としては、環境保全活動事業指定寄附金、ホタル育成事業指定寄附金及び文化事業指定寄附金を令和4年度の事業の財源とするための財政調整基金積立金の増額、利用者数及び利用件数の増等に伴う障害介護給付費の増額、国民健康保険事業特別会計における財源の整理等に伴う繰出金の減額、受給者数及びレセプト請求件数の増等に伴う医療扶助費の増額等を行うものです。 また、繰越明許費の補正として、電算管理運営費、子育て世帯臨時特別給付金支給事業、小学校管理運営費及び中学校管理運営費に係る経費のうち年度内に支出が完了しない見込みの部分について繰越明許費を設定するものです。加えて、債務負担行為の補正として、鉄道駅ホームドア整備事業補助金の期間の変更を行うものです。さらに、地方債の補正として、臨時財政対策債を減額するものです。			

第 8 号議案

令 和 3 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 215,889 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,766,918 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,466,022	36,665	1,502,687
	1 国民健康保険税	1,466,022	36,665	1,502,687
4 国庫支出金		1	10,409	10,410
	1 国庫補助金	1	10,409	10,410
5 都支出金		5,090,557	183,246	5,273,803
	1 都補助金	5,090,556	183,246	5,273,802
7 繰入金		979,399	△14,431	964,968
	1 他会計繰入金	979,398	△14,431	964,967
歳入合計		7,551,029	215,889	7,766,918

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,891,086	215,889	5,106,975
	1 療養諸費	4,311,882	121,147	4,433,029
	2 高額療養費	545,308	91,802	637,110
	4 出産育児諸費	23,112	2,940	26,052
3 国民健康保険事業費 納付金		2,442,283	0	2,442,283
	1 医療給付費分	1,615,029	0	1,615,029
5 保健事業費		97,198	0	97,198
	1 特定健康診査等事業費	85,491	0	85,491
歳出合計		7,551,029	215,889	7,766,918

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 1 款 国民健康保険税 （補正額 36,665 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 民 健 康 保 険 税	1,466,022	36,665	1,502,687		
	1 一 般 被 保 険 者 国民健康保険税	1,465,962	36,665	1,502,627		
					1 医 療 給 付 費 分 現 年 課 税 分	25,369
					2 後 期 高 齢 者 支 援 金 分 現 年 課 税 分	5,633
					3 介 護 納 付 金 分 現 年 課 税 分	5,663
計		1,466,022	36,665	1,502,687		

（単位：千円）

説 明	
（保険年金課） 一般被保険者医療給付費分保険税 普通徴収分	25,369 25,369 25,369
（保険年金課） 一般被保険者後期高齢者支援金分保険税 普通徴収分	5,633 5,633 5,633
（保険年金課） 一般被保険者介護納付金分保険税 普通徴収分	5,663 5,663 5,663

第1款 国 民 健 康 保 険 税

第 4 款 国庫支出金 （補正額 10,409 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 庫 補 助 金	1	10,409	10,410		
	1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	1	10,409	10,410		
					1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	10,409
計		1	10,409	10,410		

（単位：千円）

説 明	
（保険年金課） 災害臨時特例補助金	10,409 10,409

第4款 国 庫 支 出 金

第 5 款 都 支 出 金 （補正額 183,246 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,090,556	183,246	5,273,802		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	5,006,211	188,337	5,194,548		
					1 普 通 交 付 金	212,949
					2 特 別 交 付 金	△24,612
	2 市町村国民健康 保 険 都 費 補 助 金	84,345	△5,091	79,254		
					1 市町村国民健康 保 険 都 費 補 助 金	△5,091
計		5,090,557	183,246	5,273,803		

説 明	
（保険年金課） 現年度分	212,949 212,949
（保険年金課） 特別調整交付金分（市町村分） 特定健康診査等負担金	△24,612 △18,012 △6,600
（保険年金課） 市町村国民健康保険都費補助金	△5,091 △5,091
第5款 都 支 出 金	

第 7 款 繰 入 金 （補正額 △14,431 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	979,398	△14,431	964,967		
	1 一般会計繰入金	979,398	△14,431	964,967		
					1 一 般 繰 入 金	△48,097
					2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	12,941
					3 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	18,765
					4 出産育児一時金繰入金	1,960
計		979,399	△14,431	964,968		

説 明	
（保険年金課） 一般繰入金	△48,097 △48,097
（保険年金課） 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	12,941 12,941
（保険年金課） 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	18,765 18,765
（保険年金課） 出産育児一時金繰入金	1,960 1,960
第7款 繰 入 金	

歳 出

第 2 款 保 険 給 付 費 （補正額 215,889 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	療 養 諸 費	4,311,882	121,147	4,433,029	0	121,147	0	0	0
	1 一般被保険者 療 養 給 付 費	4,242,977	121,147	4,364,124	0	121,147	0	0	0
					0	121,147	0	0	0
2	高 額 療 養 費	545,308	91,802	637,110	0	91,802	0	0	0
	1 一般被保険者 高 額 療 養 費	544,157	91,802	635,959	0	91,802	0	0	0
					0	91,802	0	0	0
4	出 産 育 児 諸 費	23,112	2,940	26,052	0	0	0	1,960	980
	1 出産育児一時金	23,100	2,940	26,040	0	0	0	1,960	980
					0	0	0	1,960	980
計		4,891,086	215,889	5,106,975	0	212,949	0	1,960	980

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	121,147	1 一般被保険者療養給付費（保険年金課）121,147
		18負担金補助及び交付金121,147
		一般被保険者療養給付費121,147
18 負担金補助及び交付金	91,802	1 一般被保険者高額療養費（保険年金課）91,802
		18負担金補助及び交付金91,802
		一般被保険者高額療養費91,802
18 負担金補助及び交付金	2,940	1 出産育児一時金（保険年金課）2,940
		18負担金補助及び交付金2,940
		出産育児一時金2,940

第2款 保 険 給 付 費

第 5 款 保 健 事 業 費 （補正額 0 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	85,491	0	85,491	0	△6,600	0	0	6,600
	1 特定健康診査等 事 業 費	85,491	0	85,491	0	△6,600	0	0	6,600
					0	△6,600	0	0	6,600

議案概要説明書

議 案 番 号	第 8 号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和 3 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		7, 551, 029	
補 正 額		215, 889	
補正後の予算総額		7, 766, 918	
(補正の概要)			
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免額の再算定に伴う国民健康保険税の増額、国民健康保険税の減免に係る補助割合の変更に伴う国庫補助金の増額、特定健康診査等負担金及び市町村国民健康保険都費補助金の額の確定、保険給付費の増等に伴う都補助金の増額、国民健康保険基盤安定繰入金の額の確定等に伴う一般会計繰入金の減額、不足が生じると見込まれる一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費並びに出産育児一時金の増額等を行うものです。			
歳入では国民健康保険税、国庫支出金、都支出金及び繰入金を増額等し、歳出では保険給付費を増額するものです。			

第 9 号議案

令和 3 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,772,183 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		455,705	47,000	502,705
	1 国庫補助金	455,705	47,000	502,705
3 都支出金		362,055	△35,370	326,685
	1 都補助金	362,055	△35,370	326,685
4 繰入金		1,746,294	188,370	1,934,664
	1 他会計繰入金	1,746,294	188,370	1,934,664
歳入合計		2,572,183	200,000	2,772,183

歳 出 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		2,478,463	200,000	2,678,463
	1 事業費	2,478,463	200,000	2,678,463
歳出合計		2,572,183	200,000	2,772,183

第2表 繰越明許費補正

(追 加)		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城榎戸地区事業費	209,909
2 事業費	1 事業費	稲城矢野口駅周辺地区事業費	134,394

歲入歲出予算事項別明細書

歲入

第 2 款 国庫支出金 (補正額 47,000 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 庫 補 助 金	455,705	47,000	502,705		
	1 区画整理補助金	455,705	47,000	502,705		
					1 榎 戸 区 画 整 理 補 助 金	47,000
	計	455,705	47,000	502,705		

第 3 款 都 支 出 金 (補正額 △35,370 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	362,055	△35,370	326,685		
	1 区画整理補助金	362,055	△35,370	326,685		
					1 榎 戸 区 画 整 理 補 助 金	△2,245
					2 矢野口駅周辺 区画整理補助金	△33,125
計		362,055	△35,370	326,685		

第 4 款 繰 入 金 (補正額 188,370 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,746,294	188,370	1,934,664		
	1 一般会計繰入金	1,746,294	188,370	1,934,664		
					1 一般会計繰入金	188,370
	計	1,746,294	188,370	1,934,664		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	47,000
稲城榎戸土地区画整理事業補助金（５／１０）	47,000

第2款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説	明
（区画整理課）	△2,245
稲城榎戸土地区画整理事業補助金（2.5／10・10／10）	△2,245
（区画整理課）	△33,125
稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業補助金（2.5／10）	△33,125

第3款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	188,370
一般会計繰入金	188,370

第4款 繰 入 金

歲 出

第 2 款 事 業 費 (補正額 200,000 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	事 業 費	2,478,463	200,000	2,678,463	47,000	△35,370	0	0	188,370
	1 公共団体施行 事 業 費	2,278,463	200,000	2,478,463	47,000	△35,370	0	0	188,370
					47,000	△2,245	0	0	155,245
					0	△33,125	0	0	33,125
計		2,478,463	200,000	2,678,463	47,000	△35,370	0	0	188,370

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	200,000	1 稲城榎戸地区事業費（区画整理課）200,000 12委託料200,000 土地区画整理事業業務委託200,000
		2 稲城矢野口駅周辺地区事業費（区画整理課） 財源振替

第2款 事 業 費

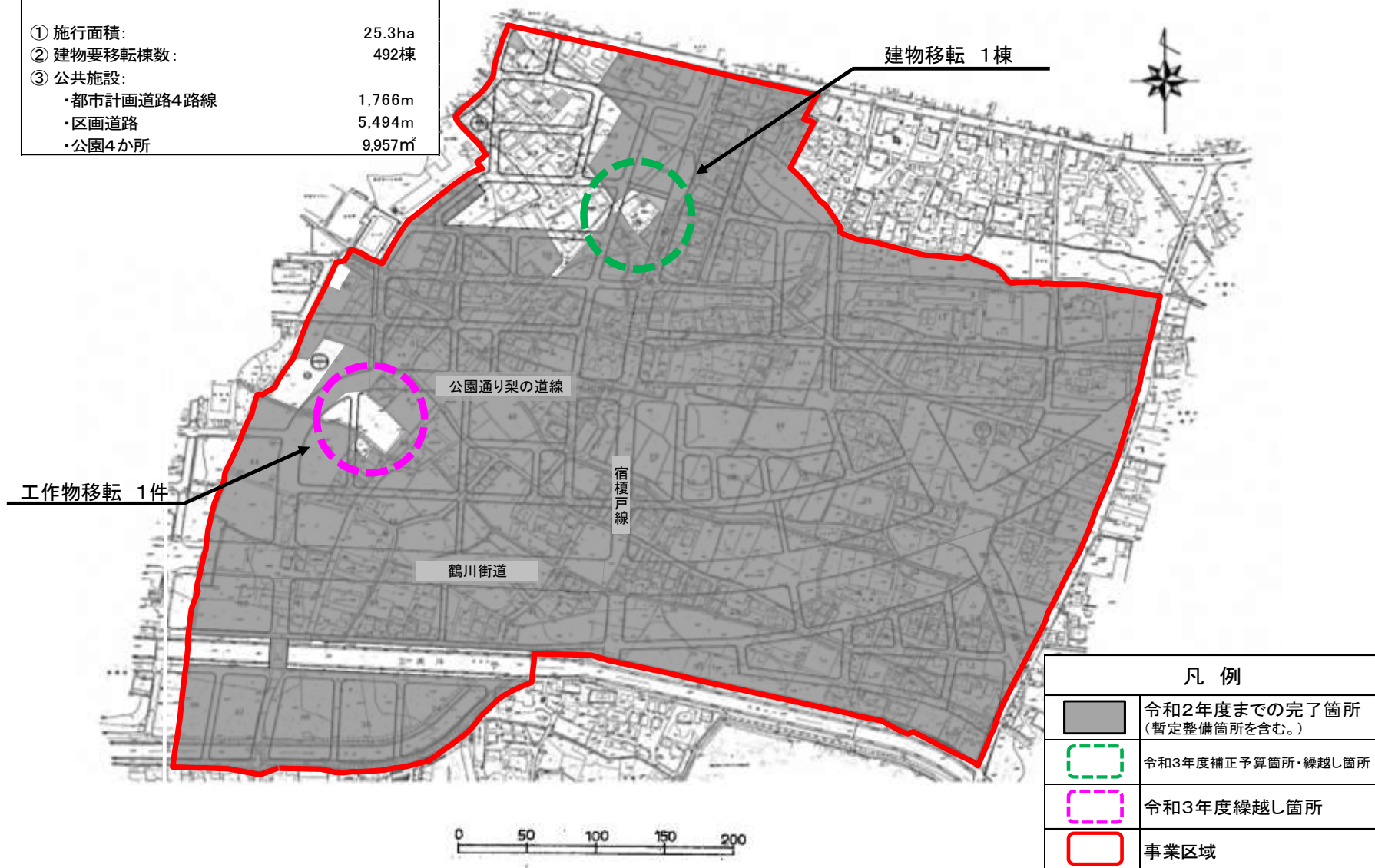
議案概要説明書

議 案 番 号	第 9 号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和 3 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		2, 572, 183	
補 正 額		200, 000	
補正後の予算総額		2, 772, 183	
（補正の概要）			
今回の補正は、令和 3 年12月に国の令和 3 年度一般会計補正予算（第 1 号）が成立し、土地区画整理事業に係る国庫補助金が増額となったことから、稲城榎戸土地区画整理事業の更なる進捗を図るため、令和 4 年度に予定していた建物移転を前倒して実施することに伴い、事業費を増額するものです。			
また、土地区画整理事業の施行状況に伴い、歳入では区画整理補助金及び一般会計繰入金を、歳出では公共団体施行事業費を整理するとともに、繰越明許費を設定するものです。			

令和3年度事業計画【榎戸地区】

稲城榎戸土地区画整理事業概要

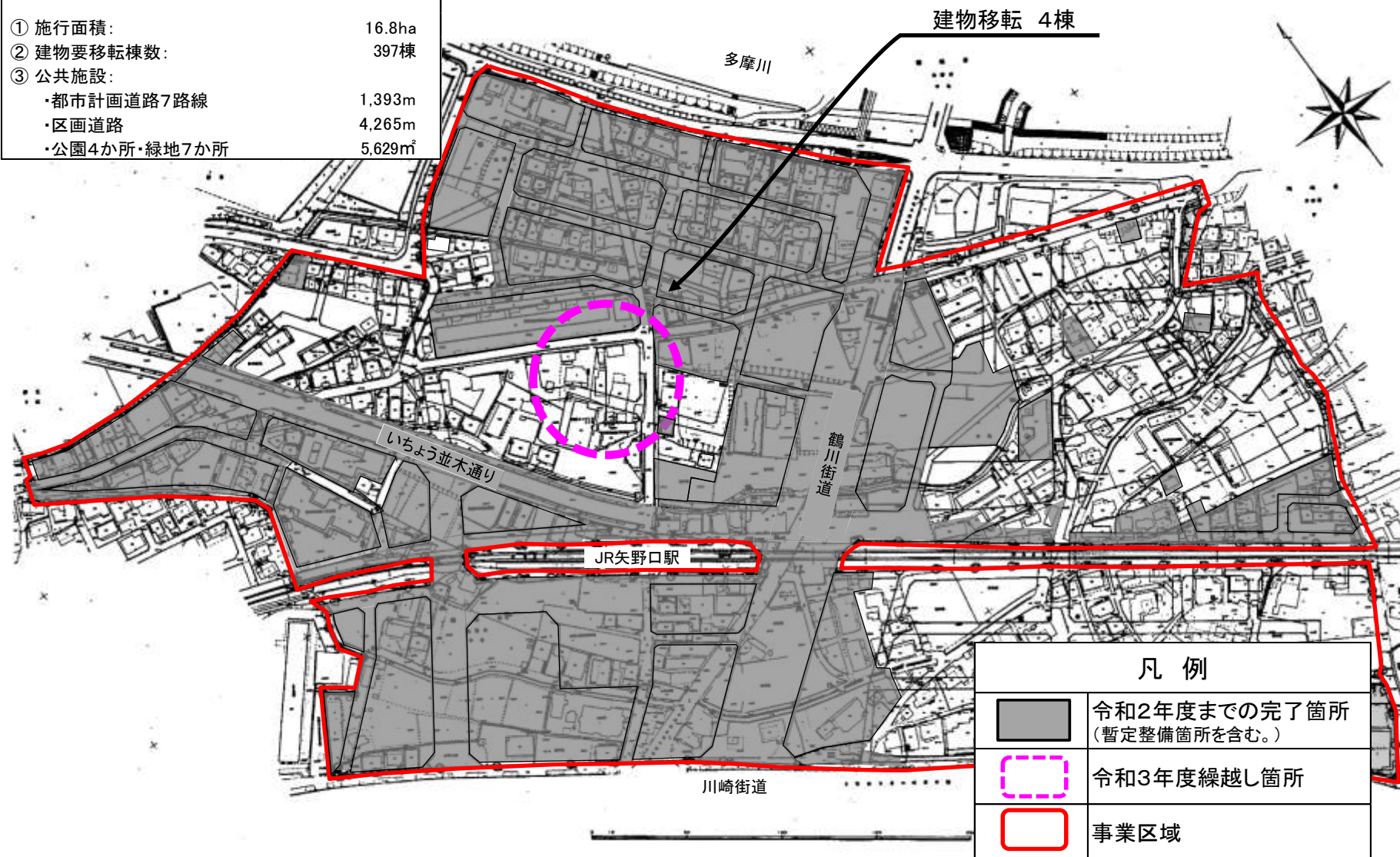
- | | |
|------------|--------|
| ① 施行面積: | 25.3ha |
| ② 建物要移転棟数: | 492棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路4路線 | 1,766m |
| ・区画道路 | 5,494m |
| ・公園4か所 | 9,957㎡ |



令和3年度事業計画【矢野口駅周辺地区】

稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業概要

- | | |
|--------------|--------|
| ① 施行面積: | 16.8ha |
| ② 建物要移転棟数: | 397棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路7路線 | 1,393m |
| ・区画道路 | 4,265m |
| ・公園4か所・緑地7か所 | 5,629㎡ |



凡 例

	令和2年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和3年度繰越し箇所
	事業区域

議 案 概 要 説 明 書

第 10 号 議 案 令 和 4 年 度 東 京 都 稲 城 市 一 般 会 計 予 算

令 和 4 年 度 予 算

参 考 資 料

東 京 都 稲 城 市

令和4年度 当初予算の概要

あらまし

(1) 令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合計した当初予算は、657億2,665万6千円となり、前年度に比べ16億894万9千円の増（2.5%の増）となった。

(2) 令和4年度の一般会計歳入歳出当初予算は、それぞれ360億6,700万円となり、前年度に比べ4億5,800万円の増（1.3%の増）となった。

令和4年度の予算は、新型コロナウイルス感染症から市民の生命、生活を守っていくとともに、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた中での行政課題に取り組み、第五次長期総合計画基本構想に定める将来都市像の実現に向けた各種施策の取組みを進め、市民の安全を最優先に防災・減災対策に計画的に取り組む予算としている。

(3) 一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金等は、48億8,284万円となり、前年度に比べ3億778万1千円の減（5.9%の減）となった。

(4) 特別会計を合計した歳入歳出当初予算は、それぞれ178億6,649万3千円となり、前年度に比べ6億7,389万4千円の増（3.9%の増）となった。

(5) 企業会計を合計した当初予算は、歳入が110億541万2千円となり、前年度に比べ3億8,293万3千円の増（3.6%の増）、歳出が117億9,316万3千円となり、前年度に比べ4億7,705万5千円の増（4.2%の増）となった。

令和4年度会計別当初予算の状況

（単位：千円、％）

	歳 入		歳 出		令和3年度	対前年度比較	
	予算額	うち繰入金等	予算額	うち繰出金等	当初予算額	増減額	増減率
一般会計	36,067,000	2,373	36,067,000	4,882,840	35,609,000	458,000	1.3
国民健康保険 事業特別会計	7,806,954	959,787	7,806,954	-	7,479,608	327,346	4.4
土地区画整理 事業特別会計	2,547,712	1,370,316	2,547,712	-	2,577,508	△ 29,796	△ 1.2
介護保険 特別会計	5,558,322	833,006	5,558,322	2,373	5,328,225	230,097	4.3
後期高齢者 医療特別会計	1,953,505	849,293	1,953,505	-	1,807,258	146,247	8.1
特別会計	17,866,493	4,012,402	17,866,493	2,373	17,192,599	673,894	3.9
下水道事業 会計	2,541,257	167,753	2,823,302	-	2,962,247	△ 138,945	△ 4.7
病院事業会計	8,464,155	702,685	8,969,861	-	8,353,861	616,000	7.4
企業会計	11,005,412	870,438	11,793,163	-	11,316,108	477,055	4.2
合 計	64,938,905	4,885,213	65,726,656	4,885,213	64,117,707	1,608,949	2.5

※ 下水道事業会計及び病院事業会計について、令和3年度当初予算額は歳出予算額とし、対前年度比較は歳出予算額における増減額及び増減率としている。

一般会計当初予算の推移

	予算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	一人当たり (円)	一世帯当たり (円)
平成25年度	30,890,000	△ 1,510,000	100	359,701	848,533
平成26年度	36,248,000	5,358,000	117	420,662	986,206
平成27年度	33,684,000	△ 2,564,000	109	388,988	905,873
平成28年度	34,700,000	1,016,000	112	396,748	918,475
平成29年度	32,140,000	△ 2,560,000	104	360,763	828,158
平成30年度	34,500,000	2,360,000	112	383,696	873,705
平成31年度	35,694,000	1,194,000	116	394,039	892,551
令和2年度	37,324,000	1,630,000	121	407,734	918,338
令和3年度	35,609,000	△ 1,715,000	115	385,955	863,667
令和4年度	36,067,000	458,000	117	387,788	860,131

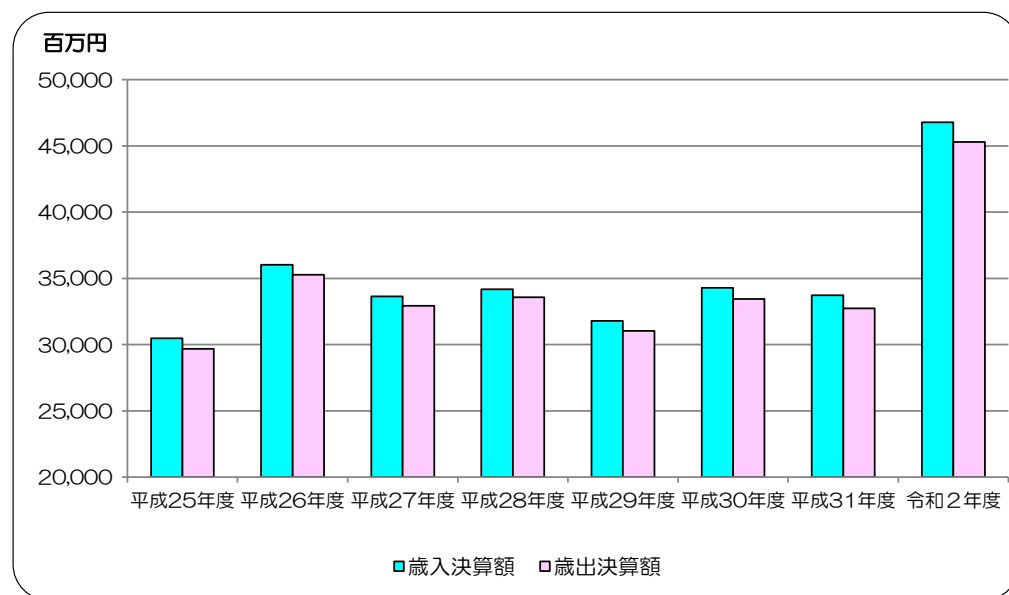
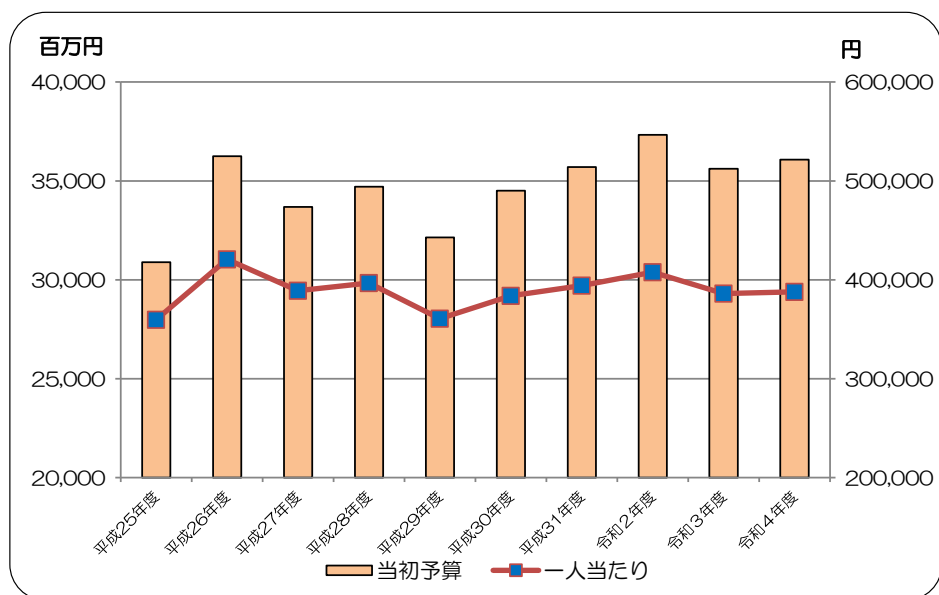
※ 指 数：平成25年度を100としたときの各年度の比率

人口・世帯数：各年1月1日現在の住民基本台帳人口等

令和4年1月1日現在 人口：93,007人 世帯数：41,932世帯

一般会計決算の推移

	歳入決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数	歳出決算額 (千円)	増減額 (対前年度・千円)	指数
平成25年度	30,479,435	△ 2,268,728	100	29,684,026	△ 2,449,871	100
平成26年度	36,019,548	5,540,113	118	35,281,548	5,597,522	119
平成27年度	33,628,745	△ 2,390,803	110	32,933,671	△ 2,347,877	111
平成28年度	34,171,493	542,748	112	33,567,971	634,300	113
平成29年度	31,781,400	△ 2,390,093	104	31,040,668	△ 2,527,303	105
平成30年度	34,281,979	2,500,579	112	33,450,218	2,409,550	113
平成31年度	33,714,054	△ 567,925	111	32,724,701	△ 725,517	110
令和2年度	46,775,497	13,061,443	153	45,293,972	12,569,271	153
令和3年度	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—



令和4年度 東京都稲城市一般会計当初予算

1 歳入の状況

歳入の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳入総額は、対前年度比1.3%の増となった。
一般財源は、7.3%の増となった。これは、地方消費税交付金が1.3%の減、地方特例交付金が10.5%の減となったものの、市税が7.4%の増、地方交付税が17.0%の増となったことなどによる。
特定財源は、5.3%の減となった。これは、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などで14.7%の増となったものの、市債が臨時財政対策債の減などで74.5%の減、都支出金が認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金の減などで3.9%の減となったことなどによる。
- (2) 歳入の根幹をなす市税は、納税義務者数及び新增築家屋の増、住宅用地等の負担軽減特例措置が令和3年度で終了したことなどで、全体で7.4%の増となった。税目別では、個人市民税が10.8%の増、法人市民税が7.4%の増、固定資産税が4.3%の増、軽自動車税が9.3%の増、市たばこ税が4.3%の増、都市計画税が5.1%の増となった。
- (3) 地方交付税は、普通交付税が算定時の測定単位における高齢者人口が令和2年国勢調査のものとなることなどによる基準財政需要額の増及び国の地方交付税予算の増などにより38.8%の増、特別交付税が8.9%の減となった。
- (4) 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増などで14.7%の増となった。
- (5) 都支出金は、認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金、東京都認証保育所運営費等補助金の減などで3.9%の減となった。
- (6) 繰入金は、財政調整基金繰入金が17.3%の増となったが、公共施設整備基金繰入金などの減が影響し、総額では8.7%の減となった。
- (7) 市債は、臨時財政対策債、土地区画整理事業債、城山公園テニスコート改修事業債の減などで74.5%の減となった。

(内訳)

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	36,067,000	100.0	35,609,000	100.0	458,000	1.3
一般財源（原則）	19,913,528	55.3	18,551,879	52.1	1,361,649	7.3
市税	16,087,644	44.6	14,983,250	42.1	1,104,394	7.4
地方譲与税	157,377	0.4	139,137	0.4	18,240	13.1
利子割交付金	18,591	0.1	21,135	0.1	△ 2,544	△ 12.0
配当割交付金	127,100	0.4	107,816	0.3	19,284	17.9
株式等譲渡所得割交付金	144,750	0.4	90,483	0.2	54,267	60.0
法人事業税交付金	162,885	0.5	95,969	0.3	66,916	69.7
地方消費税交付金	1,870,303	5.2	1,895,388	5.3	△ 25,085	△ 1.3
ゴルフ場利用税交付金	74,508	0.2	68,942	0.2	5,566	8.1
環境性能割交付金	38,713	0.1	32,801	0.1	5,912	18.0
地方特例交付金	113,092	0.3	126,376	0.3	△ 13,284	△ 10.5
地方交付税	874,772	2.4	747,723	2.1	127,049	17.0
交通安全対策特別交付金	10,067	0.0	9,399	0.0	668	7.1
国有提供施設等所在 市町村助成交付金等	233,726	0.7	233,460	0.7	266	0.1
特定財源（原則）	16,153,472	44.7	17,057,121	47.9	△ 903,649	△ 5.3
分担金及び負担金	329,649	0.9	297,575	0.8	32,074	10.8
使用料及び手数料	705,658	2.0	711,836	2.0	△ 6,178	△ 0.9
国庫支出金	6,358,605	17.6	5,541,874	15.6	816,731	14.7
都支出金	5,926,326	16.4	6,168,860	17.3	△ 242,534	△ 3.9
財産収入	177,290	0.5	125,371	0.4	51,919	41.4
寄附金	8,180	0.0	7,555	0.0	625	8.3
繰入金	829,893	2.3	909,282	2.6	△ 79,389	△ 8.7
繰越金	300,000	0.8	300,000	0.8	0	0.0
諸収入	1,040,536	2.9	1,121,921	3.1	△ 81,385	△ 7.3
うち収益事業収入	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
市債	477,335	1.3	1,872,847	5.3	△ 1,395,512	△ 74.5
うち減収補填債	0	0.0	0	0.0	0	—
うち臨時財政対策債	339,235	0.9	1,064,647	3.0	△ 725,412	△ 68.1

2 歳出の状況（性質別）

歳出を性質別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 歳出総額は、対前年度比1.3%の増となった。
- (2) 義務的経費は、2.5%の増となり、歳出総額に占める割合（構成比）は前年度から0.7ポイント増加し、55.4%となった。
人件費は、第1種会計年度任用職員報酬、再任用職員給料、市町村職員共済組合負担金の増などで1.5%の増となった。
扶助費は、障害児通所給付費、民間保育所等運営委託料、生活保護費、障害介護給付費、民間学童クラブ運営委託料の増などで3.8%の増となった。
公債費は、平成13年度に起債した長峰小学校、若葉台小学校、第六中学校校舍買取事業債の償還が令和3年度で終了したことなどで2.5%の減となった。
- (3) 投資的経費は、7.5%の減となり、構成比は前年度から0.6ポイント減少し、5.6%となった。普通建設事業費の内訳は、補助事業費が第四小学校普通教室整備工事請負費の増などで皆増、単独事業費が大丸公園・大丸自然公園土地購入費、旧第一調理場解体工事請負費、高齢者施設等整備補助金の減などで9.2%の減、その他が多3・4・12号読売ランド線受託事業に係る土地購入費の減などで16.2%の減となった。
- (4) その他経費は、1.0%の増となり、構成比は前年度から0.1ポイント減少し、39.1%となった。
物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種関係費、第三小学校校舎基本調査等委託料、塵芥収集運搬処理事業用消耗品費の増などで5.2%の増となった。
維持補修費は、庁舎施設用修繕料、文化センター施設及び物品用修繕料の増などで32.1%の増となった。
補助費等は、下水道事業会計負担金及び補助金、子育てのための施設等利用給付、多摩川衛生組合塵芥処理負担金の減などで3.4%の減となった。
積立金は、公共施設整備基金積立金の増などで準皆増となった。
繰出金は、土地区画整理事業特別会計繰出金の減などで5.0%の減となった。

（内訳）

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	36,067,000	100.0	35,609,000	100.0	458,000	1.3
義務的経費	19,964,123	55.4	19,485,324	54.7	478,799	2.5
人件費	5,911,019	16.4	5,821,577	16.3	89,442	1.5
扶助費	12,039,520	33.4	11,598,580	32.6	440,940	3.8
公債費	2,013,584	5.6	2,065,167	5.8	△ 51,583	△ 2.5
投資的経費	2,036,260	5.6	2,201,560	6.2	△ 165,300	△ 7.5
普通建設事業費	2,036,260	5.6	2,201,560	6.2	△ 165,300	△ 7.5
補助事業費	73,156	0.2	0	0.0	73,156	皆増
単独事業費	1,536,652	4.2	1,692,528	4.8	△ 155,876	△ 9.2
その他	426,452	1.2	509,032	1.4	△ 82,580	△ 16.2
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
その他経費	14,066,617	39.0	13,922,116	39.1	144,501	1.0
物件費	6,255,380	17.4	5,946,261	16.7	309,119	5.2
維持補修費	140,016	0.4	105,988	0.3	34,028	32.1
補助費等	3,466,813	9.6	3,589,818	10.1	△ 123,005	△ 3.4
積立金	142,006	0.4	4,328	0.0	137,678	準皆増
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	—
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	—
繰出金	4,012,402	11.1	4,225,721	11.9	△ 213,319	△ 5.0
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0

3 歳出の状況（目的別）

歳出を目的別にみた主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 総務費は、衆議院議員選挙費、東京都議会議員選挙費などが減となったが、公共施設整備基金積立金、参議院議員選挙費、再任用職員関係費、会計年度任用職員関係費などの増が影響し、総額では4.7%の増となった。
- (2) 民生費は、高齢者施設等整備補助金、認証保育所運営費等補助金、子育てのための施設等利用給付などが減となったが、障害児通所給付費、民間保育所等運営委託料、生活保護費、障害介護給付費、国民健康保険事業特別会計繰出金などの増が影響し、総額では3.5%の増となった。
- (3) 衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種関係費、塵芥収集運搬処理事業用消耗品費の増などで11.4%の増となった。
- (4) 農林費は、稲城市産農産物利用飲食店等応援プロジェクト補助金、大丸用水土地改良区沈砂池水門改修工事負担金の増などで18.2%の増となった。
- (5) 商工費は、頑張れ！稲城の事業継続支援金、商工会補助金の増などで22.1%の増となった。
- (6) 土木費は、循環バス車両購入費、押立堀排水機場吐出弁等交換工事請負費、市道1632号線舗装補修工事請負費などが増となったが、土地区画整理事業特別会計繰出金、大丸公園・大丸自然公園土地購入費、下水道事業会計負担金及び補助金などの減が影響し、総額では14.3%の減となった。
- (7) 教育費は、旧第一調理場解体工事請負費、稲城第二中学校土地購入費、城山公園テニスコート改修工事請負費などが減となったが、第一調理場土地購入費、城山文化センター空調設備改修工事請負費、第四小学校普通教室整備工事請負費、第三小学校校舍基本調査等委託料などの増が影響し、総額では1.1%の増となった。

（内訳）

（単位：千円、％）

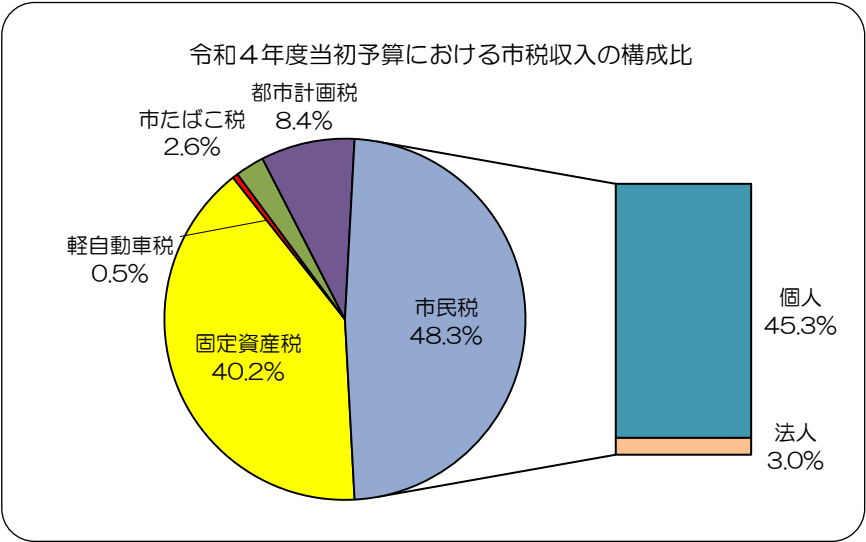
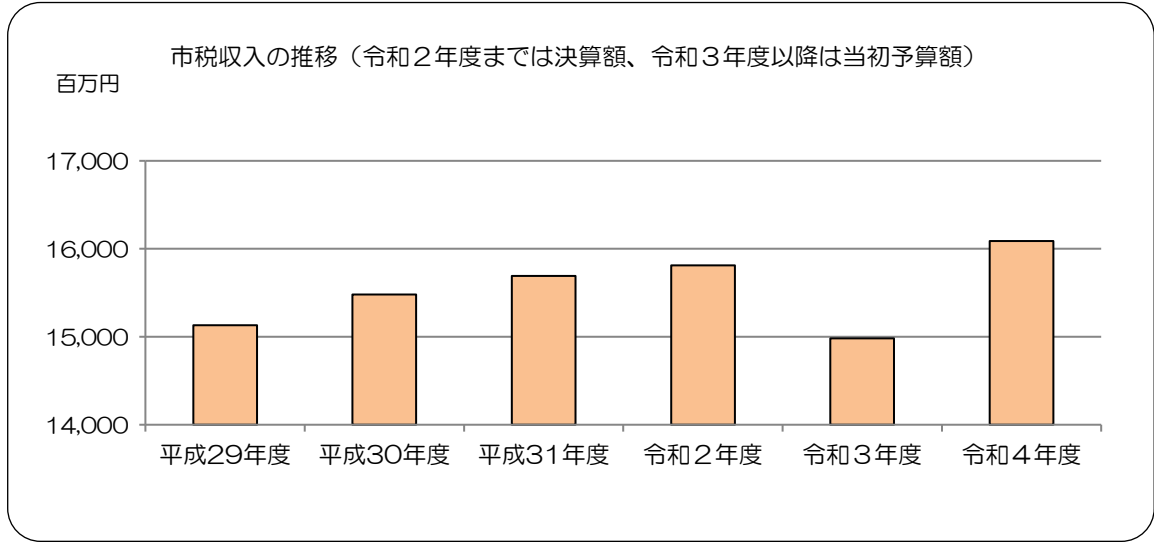
区 分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	282,829	0.8	330,811	0.9	△ 47,982	△ 14.5
総 務 費	3,401,385	9.4	3,248,024	9.1	153,361	4.7
民 生 費	17,002,726	47.2	16,432,468	46.2	570,258	3.5
衛 生 費	3,366,812	9.3	3,021,313	8.5	345,499	11.4
労 働 費	26,517	0.1	26,434	0.1	83	0.3
農 林 費	77,592	0.2	65,650	0.2	11,942	18.2
商 工 費	394,045	1.1	322,725	0.9	71,320	22.1
土 木 費	3,686,220	10.2	4,302,430	12.1	△ 616,210	△ 14.3
消 防 費	1,121,356	3.1	1,151,016	3.2	△ 29,660	△ 2.6
教 育 費	4,643,934	12.9	4,592,962	12.9	50,972	1.1
公 債 費	2,013,584	5.6	2,065,167	5.8	△ 51,583	△ 2.5
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	36,067,000	100.0	35,609,000	100.0	458,000	1.3

市税収入の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			平成31年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（当初予算）			令和4年度（当初予算）			
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減額	増減率
市 民 税	7,426,533	49.1	0.2	7,595,746	49.1	2.3	7,721,351	49.2	1.7	7,709,162	48.7	△ 0.2	7,019,451	46.8	△ 7.6	7,765,557	48.3	746,106	10.6
個 人	6,869,611	45.4	0.4	7,024,068	45.4	2.2	7,117,380	45.4	1.3	7,262,254	45.9	2.0	6,565,162	43.8	△ 7.4	7,277,433	45.3	712,271	10.8
法 人	556,922	3.7	△ 3.0	571,678	3.7	2.6	603,971	3.8	5.6	446,908	2.8	△ 26.0	454,289	3.0	△ 10.6	488,124	3.0	33,835	7.4
固定資産税	6,010,859	39.7	1.9	6,163,639	39.8	2.5	6,211,481	39.6	0.8	6,302,611	39.9	1.5	6,200,954	41.4	0.1	6,469,016	40.2	268,062	4.3
純固定資産税	5,924,449	39.1	2.0	6,078,855	39.3	2.6	6,128,787	39.1	0.8	6,222,678	39.4	1.5	6,123,830	40.9	0.1	6,393,653	39.7	269,823	4.4
交 付 金	86,410	0.6	△ 2.1	84,784	0.5	△ 1.9	82,694	0.5	△ 2.5	79,933	0.5	△ 3.3	77,124	0.5	△ 3.5	75,363	0.5	△ 1,761	△ 2.3
軽自動車税	67,580	0.4	4.2	70,173	0.4	3.8	73,188	0.5	4.3	78,817	0.5	7.7	79,132	0.5	△ 3.6	86,528	0.5	7,396	9.3
市たばこ税	408,422	2.7	△ 7.4	400,776	2.6	△ 1.9	417,008	2.6	4.1	429,754	2.7	3.1	398,320	2.7	7.2	415,501	2.6	17,181	4.3
都市計画税	1,218,020	8.1	2.4	1,248,885	8.1	2.5	1,268,663	8.1	1.6	1,289,531	8.2	1.6	1,285,393	8.6	0.7	1,351,042	8.4	65,649	5.1
合 計	15,131,414	100.0	0.8	15,479,219	100.0	2.3	15,691,691	100.0	1.4	15,809,875	100.0	0.8	14,983,250	100.0	△ 3.5	16,087,644	100.0	1,104,394	7.4

※令和2年度までは決算額、令和3年度及び令和4年度は当初予算額
※令和3年度（当初予算）の増減率は、令和2年度当初予算との比較によるもの



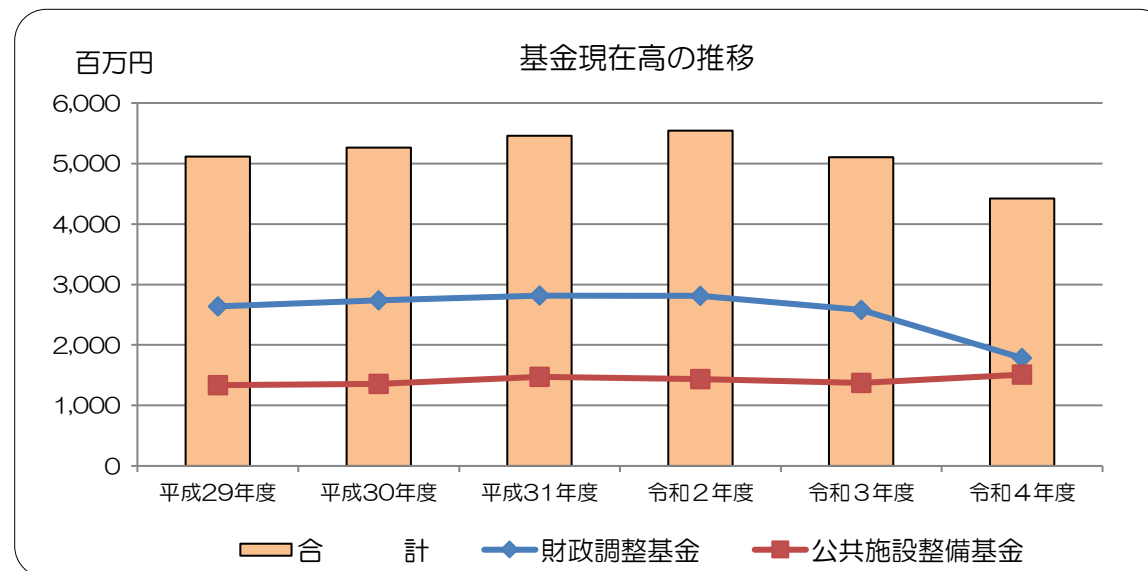
基金の状況

(単位：千円)

区 分	平成29年度末現在高	平成30年度末現在高	平成31年度末現在高	令和2年度末現在高	令和3年度末現在高	(令和4年度中積立)	(令和4年度中取崩)	令和4年度末現在高	指数
財 政 調 整 基 金	2,635,409	2,739,277	2,814,671	2,813,348	2,576,728	(2,744)	(795,620)	1,783,852	68
都市計画事業資金積立基金	141	141	141	50,013	14	(1)	(0)	15	11
庁 舎 建 設 基 金	15,110	15,112	15,114	15,116	95,117	(1)	(0)	95,118	630
公 共 施 設 整 備 基 金	1,335,802	1,357,894	1,473,824	1,436,515	1,370,852	(139,256)	(0)	1,510,108	113
緑 化 推 進 基 金	981,073	1,000,127	1,000,133	1,000,642	910,792	(1)	(31,900)	878,893	90
まちづくり推進事業基金	36,687	36,723	36,759	36,778	36,779	(1)	(0)	36,780	100
長 寿 社 会 福 祉 基 金	112,327	114,632	114,632	114,578	114,601	(1)	(0)	114,602	102
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	-	-	3,308	580	989	(1)	(0)	990	-
新型コロナウイルス感染症対策基金	-	-	-	77,527	0	-	-	-	-
合 計	5,116,549	5,263,906	5,458,582	5,545,097	5,105,872	(142,006)	(827,520)	4,420,358	86

※令和3年度末現在高及び令和4年度末現在高については、見込額

※指数は、平成29年度末現在高を100とした場合の令和4年度末現在高における値



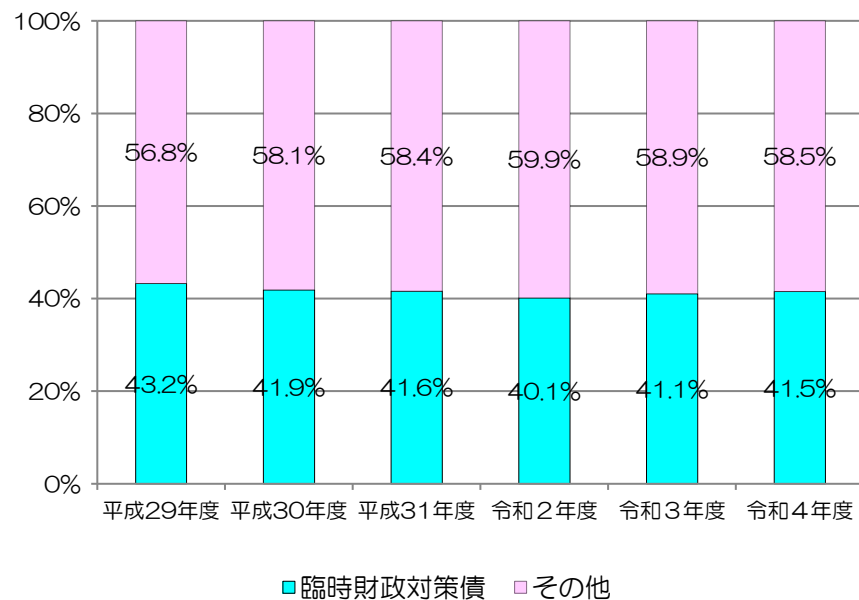
市債の状況

(単位：千円)

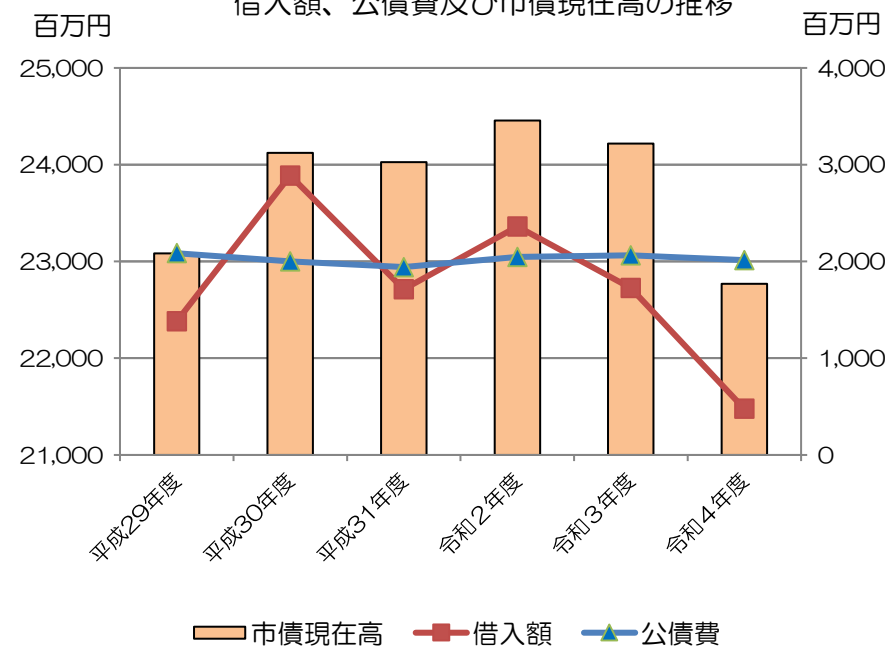
区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
借 入 額	1,380,598	2,887,706	1,712,690	2,361,652	1,725,014	477,335
うち臨時財政対策債	674,598	848,906	669,790	583,852	916,814	339,235
公 債 費	2,085,238	1,998,608	1,942,270	2,048,025	2,065,167	2,013,584
うち臨時財政対策債	793,497	775,439	808,434	805,256	801,773	850,324
市 債 現 在 高	23,083,995	24,123,210	24,026,219	24,454,744	24,218,882	22,768,075
うち臨時財政対策債	9,980,377	10,102,075	10,003,527	9,813,132	9,949,805	9,453,876

※令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額、令和4年度は当初予算額

市債現在高の構成割合



借入額、公債費及び市債現在高の推移



令和4年度当初予算 歳入歳出予算調書（総括）

会計名 〇1一般会計

（単位：千円、％）

区分	款 名 称	本 年 度			前 年 度			増 減 額 ・ 率						構 成 比	
		予算額	特定財源	一般財源	予算額	特定財源	一般財源	金 額		特定財源		一般財源		本年度	前年度
		A=B+C	B	C	D=E+F	E	F	G=A-D	G/D	H=B-E	H/E	I=C-F	I/F		
歳入	市税	16,087,644	0	16,087,644	14,983,250	0	14,983,250	1,104,394	7.4	0	-	1,104,394	7.4	44.6	42.1
	地方譲与税	157,377	0	157,377	139,137	0	139,137	18,240	13.1	0	-	18,240	13.1	0.4	0.4
	利子割交付金	18,591	0	18,591	21,135	0	21,135	△ 2,544	△ 12.0	0	-	△ 2,544	△ 12.0	0.1	0.1
	配当割交付金	127,100	0	127,100	107,816	0	107,816	19,284	17.9	0	-	19,284	17.9	0.4	0.3
	株式等譲渡所得割交付金	144,750	0	144,750	90,483	0	90,483	54,267	60.0	0	-	54,267	60.0	0.4	0.3
	法人事業税交付金	162,885	0	162,885	95,969	0	95,969	66,916	69.7	0	-	66,916	69.7	0.5	0.3
	地方消費税交付金	1,870,303	0	1,870,303	1,895,388	0	1,895,388	△ 25,085	△ 1.3	0	-	△ 25,085	△ 1.3	5.2	5.3
	ゴルフ場利用税交付金	74,508	0	74,508	68,942	0	68,942	5,566	8.1	0	-	5,566	8.1	0.2	0.2
	環境性能割交付金	38,713	0	38,713	32,801	0	32,801	5,912	18.0	0	-	5,912	18.0	0.1	0.1
	国有提供施設等所在市町村助成交付金等	233,726	0	233,726	233,460	0	233,460	266	0.1	0	-	266	0.1	0.7	0.7
	地方特例交付金	113,092	0	113,092	126,376	0	126,376	△ 13,284	△ 10.5	0	-	△ 13,284	△ 10.5	0.3	0.4
	地方交付税	874,772	0	874,772	747,723	0	747,723	127,049	17.0	0	-	127,049	17.0	2.4	2.1
	交通安全対策特別交付金	10,067	0	10,067	9,399	0	9,399	668	7.1	0	-	668	7.1	0.0	0.0
	分担金及び負担金	329,649	329,649	0	297,575	297,575	0	32,074	10.8	32,074	10.8	0	-	0.9	0.8
	使用料及び手数料	705,658	703,536	2,122	711,836	709,714	2,122	△ 6,178	△ 0.9	△ 6,178	△ 0.9	0	0.0	2.0	2.0
	国庫支出金	6,358,605	6,358,605	0	5,541,874	5,541,874	0	816,731	14.7	816,731	14.7	0	-	17.6	15.6
	都支出金	5,926,326	5,926,326	0	6,168,860	6,152,476	16,384	△ 242,534	△ 3.9	△ 226,150	△ 3.7	△ 16,384	皆減	16.4	17.3
	財産収入	177,290	146,385	30,905	125,371	1,289	124,082	51,919	41.4	145,096	準皆増	△ 93,177	△ 75.1	0.5	0.3
	寄附金	8,180	4,854	3,326	7,555	5,751	1,804	625	8.3	△ 897	△ 15.6	1,522	84.4	0.0	0.0
	繰入金	829,893	34,273	795,620	909,282	231,167	678,115	△ 79,389	△ 8.7	△ 196,894	△ 85.2	117,505	17.3	2.3	2.5
歳出	繰越金	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.8	0.8
	諸収入	1,040,536	1,008,336	32,200	1,121,921	1,086,409	35,512	△ 81,385	△ 7.3	△ 78,073	△ 7.2	△ 3,312	△ 9.3	2.9	3.1
	市債	477,335	138,100	339,235	1,872,847	808,200	1,064,647	△ 1,395,512	△ 74.5	△ 670,100	△ 82.9	△ 725,412	△ 68.1	1.3	5.3
	歳入合計	36,067,000	14,650,064	21,416,936	35,609,000	14,834,455	20,774,545	458,000	1.3	△ 184,391	△ 1.2	642,391	3.1	100.0	100.0
	議会費	282,829	0	282,829	330,811	26,700	304,111	△ 47,982	△ 14.5	△ 26,700	皆減	△ 21,282	△ 7.0	0.8	0.9
	総務費	3,401,385	641,172	2,760,213	3,248,024	532,417	2,715,607	153,361	4.7	108,755	20.4	44,606	1.6	9.4	9.1
	民生費	17,002,726	9,600,669	7,402,057	16,432,468	9,325,081	7,107,387	570,258	3.5	275,588	3.0	294,670	4.1	47.2	46.2
	衛生費	3,366,812	1,792,755	1,574,057	3,021,313	1,413,498	1,607,815	345,499	11.4	379,257	26.8	△ 33,758	△ 2.1	9.3	8.5
	労働費	26,517	6,417	20,100	26,434	6,365	20,069	83	0.3	52	0.8	31	0.2	0.1	0.1
	農林費	77,592	13,498	64,094	65,650	6,645	59,005	11,942	18.2	6,853	103.1	5,089	8.6	0.2	0.2
	商工費	394,045	97,027	297,018	322,725	13,451	309,274	71,320	22.1	83,576	621.3	△ 12,256	△ 4.0	1.1	0.9
	土木費	3,686,220	942,719	2,743,501	4,302,430	1,868,316	2,434,114	△ 616,210	△ 14.3	△ 925,597	△ 49.5	309,387	12.7	10.2	12.1
	消防費	1,121,356	86,334	1,035,022	1,151,016	95,724	1,055,292	△ 29,660	△ 2.6	△ 9,390	△ 9.8	△ 20,270	△ 1.9	3.1	3.2
	教育費	4,643,934	1,453,623	3,190,311	4,592,962	1,495,747	3,097,215	50,972	1.1	△ 42,124	△ 2.8	93,096	3.0	12.9	12.9
	公債費	2,013,584	15,850	1,997,734	2,065,167	50,511	2,014,656	△ 51,583	△ 2.5	△ 34,661	△ 68.6	△ 16,922	△ 0.8	5.6	5.8
	予備費	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0.0	0	-	0	0.0	0.1	0.1
	歳出合計	36,067,000	14,650,064	21,416,936	35,609,000	14,834,455	20,774,545	458,000	1.3	△ 184,391	△ 1.2	642,391	3.1	100.0	100.0
	歳入歳出差引額	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	-	-

令和4年度当初予算 予算歳出性質別集計表

会計名 O1一般会計

(単位：千円、%)

区 分		01 議会費	02 総務費	03 民生費	04 衛生費	05 労働費	06 農林費	07 商工費	08 土木費	09 消防費	10 教育費	11 公債費	12 予備費	合 計		前 年 度		対 前 年 度	
														予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
人件費		253,651	2,130,046	1,086,374	241,882	0	48,661	58,336	367,104	911,536	813,429	0	0	5,911,019	16.4	5,821,577	16.3	89,442	1.5
	(職員給)	35,614	1,017,546	844,302	180,871	0	35,811	43,442	309,444	740,549	421,619	0	0	3,629,198	10.1	3,605,273	10.1	23,925	0.7
	(その他)	218,037	1,112,500	242,072	61,011	0	12,850	14,894	57,660	170,987	391,810	0	0	2,281,821	6.3	2,216,304	6.2	65,517	3.0
扶助費		0	34,485	11,859,371	59,618	0	0	0	0	0	86,046	0	0	12,039,520	33.4	11,598,580	32.6	440,940	3.8
公債費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,013,584	0	2,013,584	5.6	2,065,167	5.8	△ 51,583	△ 2.5
	(元利償還金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,013,484	0	2,013,484	5.6	2,065,067	5.8	△ 51,583	△ 2.5
	(一時借入金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	0.0	100	0.0	0	0.0
小 計		253,651	2,164,531	12,945,745	301,500	0	48,661	58,336	367,104	911,536	899,475	2,013,584	0	19,964,123	55.4	19,485,324	54.7	478,799	2.5
物件費		21,431	977,496	239,832	1,672,870	0	4,543	33,787	802,782	122,224	2,380,415	0	0	6,255,380	17.4	5,946,261	16.7	309,119	5.2
維持補修費		0	16,533	669	3,050	0	0	0	40,195	1,844	77,725	0	0	140,016	0.4	105,988	0.3	34,028	32.1
補助費等		7,747	98,105	1,133,345	1,387,805	26,517	21,462	301,922	288,671	65,820	135,419	0	0	3,466,813	9.6	3,589,818	10.1	△ 123,005	△ 3.4
積立金		0	142,006	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142,006	0.4	4,328	0.0	137,678	準皆増
投資・出資・貸付金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-
繰出金		0	0	2,642,086	0	0	0	0	1,370,316	0	0	0	0	4,012,402	11.1	4,225,721	11.9	△ 213,319	△ 5.0
投資の経費		0	2,714	41,049	1,587	0	2,926	0	817,152	19,932	1,150,900	0	0	2,036,260	5.6	2,201,560	6.2	△ 165,300	△ 7.5
	普通建設	0	2,714	41,049	1,587	0	2,926	0	817,152	19,932	1,150,900	0	0	2,036,260	5.6	2,201,560	6.2	△ 165,300	△ 7.5
	(補助事業)	0	0	12,460	0	0	0	0	0	0	60,696	0	0	73,156	0.2	0	0.0	73,156	皆増
	(単独事業)	0	2,714	28,589	1,587	0	2,926	0	817,152	19,932	1,090,204	0	0	1,963,104	5.4	2,201,560	6.2	△ 238,456	△ 10.8
災害復旧事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-
予備費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	予 算 額	282,829	3,401,385	17,002,726	3,366,812	26,517	77,592	394,045	3,686,220	1,121,356	4,643,934	2,013,584	50,000	36,067,000	100.0	35,609,000	100.0	458,000	1.3
	構 成 比	0.8	9.4	47.2	9.3	0.1	0.2	1.1	10.2	3.1	12.9	5.6	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	330,811	3,248,024	16,432,468	3,021,313	26,434	65,650	322,725	4,302,430	1,151,016	4,592,962	2,065,167	50,000	35,609,000					
	構 成 比	0.9	9.1	46.2	8.5	0.1	0.2	0.9	12.1	3.2	12.9	5.8	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	△ 47,982	153,361	570,258	345,499	83	11,942	71,320	△ 616,210	△ 29,660	50,972	△ 51,583	0	458,000					
	増 減 率	△ 14.5	4.7	3.5	11.4	0.3	18.2	22.1	△ 14.3	△ 2.6	1.1	△ 2.5	0.0	1.3					

令和4年度当初予算 予算歳出節別集計表

会計名 〇1一般会計

(単位：千円、%)

区 分		01 議会費	02 総務費	03 民生費	04 衛生費	05 労働費	06 農林費	07 商工費	08 土木費	09 消防費	10 教育費	11 公債費	12 予備費	合 計		前 年 度		対 前 年 度	
														予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
01報酬		119,232	436,335	84,152	27,956	0	6,366	7,072	1,133	34,955	302,463	0	0	1,019,664	2.8	968,299	2.7	51,365	5.3
02給料		20,412	549,787	486,584	102,457	0	19,853	24,044	175,863	390,752	243,378	0	0	2,013,130	5.6	1,977,349	5.6	35,781	1.8
03職員手当		68,857	522,332	357,718	78,414	0	15,958	19,398	133,581	349,797	187,001	0	0	1,733,056	4.8	1,740,203	4.9	△ 7,147	△ 0.4
04共済費		45,150	304,764	157,920	32,890	0	6,484	7,822	56,527	136,032	80,587	0	0	828,176	2.3	821,694	2.3	6,482	0.8
05災害補償費		0	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0.0	96	0.0	0	0.0
07報償費		165	8,958	16,559	2,679	0	725	1,167	1,644	1,117	10,674	0	0	43,688	0.1	43,564	0.1	124	0.3
08旅費		3,133	3,183	714	91	0	357	98	325	1,316	1,521	0	0	10,738	0.0	25,544	0.1	△ 14,806	△ 58.0
09交際費		570	1,054	0	0	0	60	0	0	335	870	0	0	2,889	0.0	2,882	0.0	7	0.2
10需用費		200	89,693	28,436	88,898	0	452	2,638	44,536	46,897	966,073	0	0	1,267,823	3.6	1,182,963	3.3	84,860	7.2
	01消耗品費	180	26,768	12,291	79,036	0	287	667	6,820	24,800	194,824	0	0	345,673	1.0	302,992	0.8	42,681	14.1
	02燃料費	0	3,096	123	59	0	2	0	0	4,816	3,229	0	0	11,325	0.0	9,991	0.0	1,334	13.4
	03食糧費	20	223	13	56	0	9	0	0	9,976	120	0	0	10,417	0.0	5,979	0.0	4,438	74.2
	04印刷製本費	0	4,381	1,576	5,154	0	154	1,708	1,781	156	6,604	0	0	21,514	0.1	20,112	0.1	1,402	7.0
	05光熱水費	0	35,759	4,323	1,316	0	0	0	35,132	3,235	245,794	0	0	325,559	0.9	331,073	0.9	△ 5,514	△ 1.7
	06修繕料	0	19,466	2,319	3,154	0	0	263	803	3,914	106,672	0	0	136,591	0.4	99,047	0.3	37,544	37.9
	07賄材料費	0	0	7,791	0	0	0	0	0	0	408,830	0	0	416,621	1.2	413,549	1.2	3,072	0.7
	09医薬材料費	0	0	0	123	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0.0	220	0.0	△ 97	△ 44.1
11役務費		126	59,308	14,827	17,802	0	0	2,308	1,286	16,926	95,604	0	0	208,187	0.6	204,543	0.6	3,644	1.8
12委託料		13,611	571,478	4,516,081	1,617,797	0	3,674	25,180	843,681	40,236	1,362,356	0	0	8,994,094	24.9	8,388,140	23.6	605,954	7.2
13使用料・賃借料		2,515	263,728	17,903	2,417	0	0	1,943	61,188	17,822	136,783	0	0	504,299	1.4	489,872	1.4	14,427	2.9
14工事請負費		0	0	12,460	0	0	0	0	421,577	0	136,858	0	0	570,895	1.6	538,855	1.5	32,040	5.9
15原材料費		0	680	41	0	0	0	0	2,450	260	1,619	0	0	5,050	0.0	10,278	0.0	△ 5,228	△ 50.9
16公有財産購入費		0	0	0	0	0	0	0	147,124	0	183,296	0	0	330,420	0.9	461,743	1.3	△ 131,323	△ 28.4
17備品購入費		1,276	8,497	872	183	0	0	1,650	44,077	20,746	44,373	0	0	121,674	0.3	90,950	0.3	30,724	33.8
18負担金補助・交付金		7,582	401,994	969,233	1,385,124	26,517	23,663	300,725	286,718	62,850	117,935	0	0	3,582,341	9.9	3,826,070	10.7	△ 243,729	△ 6.4
19扶助費		0	0	7,697,139	9,945	0	0	0	0	0	86,046	0	0	7,793,130	21.6	7,494,194	21.0	298,936	4.0
20貸付金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-
21補償補填・賠償金		0	100	0	0	0	0	0	94,194	750	1,191	0	0	96,235	0.3	190,680	0.5	△ 94,445	△ 49.5
22償還金利子・割引料		0	37,000	1	159	0	0	0	0	0	685,306	2,013,584	0	2,736,050	7.6	2,870,086	8.1	△ 134,036	△ 4.7
23投資・出資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	-
24積立金		0	142,006	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142,006	0.4	4,328	0.0	137,678	準皆増
26公課費		0	392	0	0	0	0	0	0	565	0	0	0	957	0.0	946	0.0	11	1.2
27繰出金		0	0	2,642,086	0	0	0	0	1,370,316	0	0	0	0	4,012,402	11.1	4,225,721	11.9	△ 213,319	△ 5.0
28予備費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0.2	50,000	0.1	0	0.0
合 計	予 算 額	282,829	3,401,385	17,002,726	3,366,812	26,517	77,592	394,045	3,686,220	1,121,356	4,643,934	2,013,584	50,000	36,067,000	100.0	35,609,000	100.0	458,000	1.3
	構 成 比	0.8	9.4	47.2	9.3	0.1	0.2	1.1	10.2	3.1	12.9	5.6	0.1	100.0					
前年度	予 算 額	330,811	3,248,024	16,432,468	3,021,313	26,434	65,650	322,725	4,302,430	1,151,016	4,592,962	2,065,167	50,000	35,609,000					
	構 成 比	0.9	9.1	46.2	8.5	0.1	0.2	0.9	12.1	3.2	12.9	5.8	0.1	100.0					
対前年度	増 減 額	△ 47,982	153,361	570,258	345,499	83	11,942	71,320	△ 616,210	△ 29,660	50,972	△ 51,583	0	458,000					
	増 減 率	△ 14.5	4.7	3.5	11.4	0.3	18.2	22.1	△ 14.3	△ 2.6	1.1	△ 2.5	0.0	1.3					

令和4年度予算の特徴

I. 子育て・教育・文化

～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

1. 育ち育てる力の充実 [8,738,718千円]

(1) 育ち育てる環境の充実

- 新** 医療的ケア児保育支援事業
- レ** 向陽台小学校学童クラブの民営化
- レ** 学童クラブ受入定員の拡大
- 建** 南山小学校学童クラブ増築工事設計委託



(2) 育ち育てる相談・支援体制の充実

- 新** 子育て世帯臨時特別給付金支給事業
- レ** 産後ケア事業（宿泊型）における実施委託先の拡充



(3) 青少年の健全育成



2. 生きぬく力の育成 [2,916,761千円]

(1) 義務教育の内容の充実

- 新** 小学校における特別非常勤講師の活用
- 新** コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入



(2) 教育環境の充実

- 新** 稲城第三小学校校舎基本調査等委託
- 建** 稲城第四小学校普通教室整備工事
- 建** 平尾小学校普通教室整備工事
- 建** 南山小学校普通教室整備工事
- 建** 南山小学校校舎増築工事設計委託
- 建** 稲城第二中学校屋上防水及び外壁改修工事設計委託
- 建** 学校給食共同調理場第一調理場建替移転事業



3. 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興 [867,953千円]

(1) 生涯学習の推進

- 新** 第四次稲城市生涯学習推進計画の策定
- 建** 中央文化センターホール増築棟屋上防水改修工事
- 建** 城山文化センター空調設備改修事業



(2) 歴史・文化・芸術の振興



Ⅱ. 保健・医療・福祉

～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

1. 健やかな暮らしと医療の充実 [1,550,994千円]

(1) 健康づくりの推進

- レ 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの整備

(2) 地域医療体制の充実

(3) 市立病院の充実

- ・市立病院改築工事（LED照明機器設置等）
- ・市立病院機器・備品購入（医事会計システム、ガンマカメラ等）



2. 安心して暮らせる地域福祉 [5,677,109千円]

(1) 地域福祉の展開

- 新 第四次稲城市保健福祉総合計画（地域福祉計画）の策定

(2) 高齢者福祉の充実

- 新 I・o・Tの活用による在宅高齢者見守り事業の試行実施

- 新 稲城市高齢者福祉計画・稲城市介護保険事業計画（第9期）の策定

- 見 老人週間事業の実施方法の見直し

(3) 障害者（児）福祉の充実

- 建 発達支援センター分室整備工事設計委託

(4) 生活の安定と自立への支援の充実

- レ 「福祉くらしの相談窓口」相談体制の継続強化、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施



3. 公的医療保険と年金制度の推進 [1,813,105千円]



Ⅲ. 環境・経済・観光

～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

1. 地域循環共生圏形成の推進 〔1,473,328千円〕

(1) 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進

新 第三次稲城市環境基本計画の策定

(2) 循環型社会づくり

新 プラスチック廃棄物の再資源化事業

新 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定

(3) 良好な生活環境の保持・増進

(4) 生物多様性の保全



2. 豊かな水と緑のあるまちづくり 〔429,837千円〕

(1) 自然環境の保全と緑の創出

新 第四次稲城市緑の基本計画の策定

レ 民有地ナラ枯れ対策事業補助金制度の創設

(2) 水と緑・公園の魅力の向上

新 吉方公園改修整備に伴うワークショップ等に関する経費

レ 公園遊具の更新等



3. 活力あふれるまちづくりと魅力の発信 〔626,938千円〕

(1) 持続可能な都市農業の振興

新 稲城市産農産物利用飲食店等応援プロジェクト

建 農業用河川工作物応急対策事業(大丸用水沈砂池の水門改修)

(2) 商工業の活性化

レ デジタル商品券事業の実施

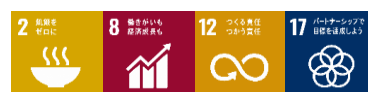
レ 頑張れ！稲城の事業継続支援金(第4弾)

(3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

建 稲城中央公園総合体育館2階通路屋根防水改修工事

(4) 賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

新 自転車のまち稲城の推進



IV. 都市基盤整備・消防・防犯

～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

1. 安心して暮らせるまちづくり [1,411,701千円]

(1) 計画的で適切な土地利用の推進

(2) 市街地の整備

- 新** 稲城市無電柱化推進計画の策定
 - ・ 公共施行土地区画整理事業業務委託
 - ・ 組合施行土地区画整理事業補助金

(3) 市街地の再生

- 新** 稲城市マンション管理適正化推進計画の策定
- 新** 平尾団地の再生に向けた支援



2. 便利で快適な生活環境の整備 [1,439,584千円]

(1) 道路環境の向上

- 新** 路面下空洞調査
 - ・ 多7・5・3号線新設事業
 - ・ 市道638号線等整備事業
 - ・ 市道10・533号線整備事業（鶴川街道（百村区間）整備に伴う市道取付道路の整備）
- 建** 市道1407号線整備事業
- 建** 補助市道2号線道路改良工事
- 建** 市道11号線整備事業
- 建** 多3・4・12号読売ランド線受託事業



(2) 交通環境(モビリティ)の向上

- 建** i バス車両の更新(地域交通事業者支援)

(3) 衛生環境の向上

- ・ 南山東部土地区画整理事業関連下水道工事
- ・ 下水道污水管工事



(4) 総合的な水害対策の推進

- 建** 押立堀排水機場吐出弁等交換工事

3. 安全で安心な暮らしを守る対策 [285,036千円]

(1) 消防体制の充実

- レ** 消防団員の処遇改善(出動報酬)
- 建** 水難・水防活動車の整備
- 建** 可搬式空気充填機の整備



(2) 救急医療体制の充実

(3) 地域防災活動の推進

(4) 防犯活動の推進

(5) 安全で安心な消費生活の推進



V. 市民・行政

～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

1. 互いに尊重し合う意識の醸成 [4,679千円]



2. コミュニティの充実と交流の推進 [77,626千円]

(1) コミュニティの育成支援

建 東長沼自治会館空調設備改修工事補助



(2) 都市間交流・多文化交流の推進

レ 姉妹都市・友好都市関係事業



3. 市民が参加するまちづくり [37,404千円]

(1) 市民と行政の情報の共有



(2) 市民協働の推進



4. 持続可能な自治体経営 [3,808,412千円]

(1) 健全な行財政運営



(2) 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置



(3) 情報システムを活用した行政サービスの向上

新 デジタルデバйд対策としてのスマートフォン教室の実施

新 申請書類の事務処理におけるAI・OCR、RPA導入の試行実施

新 教育委員会及び農業委員会におけるタブレット端末導入

新 保育システムの改修



令和4年度予算の特徴の補足説明

新規事業

(単位：千円)

部局	事業	4年度 予算額	事業内容
企画部	(ICT推進課) デジタルデバイド対策としてのスマートフォン教室の実施	737	デジタルデバイド対策としてスマートフォンの基礎的な操作スキル、行政手続やサービス等の利用方法を学びたい市民向けのスマートフォン教室を実施する。
	(ICT推進課) 申請書類の事務処理におけるAI・OCR、RPA導入の試行実施	10,563	市民からの申請書類の事務処理について、AI・OCR及びRPAの技術を導入し、業務の一部自動化を試行で実施する。
産業振興課	(経済課) 稲城市産農産物利用飲食店等応援プロジェクト	3,600	市内の飲食店等の支援、稲城市産農産物の魅力発信及び消費拡大のため、市内飲食店等で使用する材料費のうち稲城市産の農産物を購入した費用の一部を補助する。
	(観光課) 自転車のまち稲城の推進	3,091	東京2020オリンピック競技大会自転車競技(ロード)のオフィシャルスタート地点の近辺に、観光案内標識を設置するとともに、サイクリングマップの作成及び新たな稲城市オリジナルキャラクターの着ぐるみを制作する。
	(農業委員会・ICT推進課) 農業委員会におけるタブレット端末導入	452	農業委員会委員にタブレット端末を貸与し、ペーパーレス化等による業務の効率化を図るとともに、WEB会議の実施に備える。
	(生活福祉課) 第四次稲城市保健福祉総合計画(地域福祉計画)の策定	5,392	現行の第三次稲城市保健福祉計画が令和5年度で終了となることから、次期計画(令和6～11年度)について、令和4年度から令和5年度までの2か年で策定する。
福祉部	(高齢福祉課) IoTの活用による在宅高齢者見守り事業の試行実施	8,418	在宅高齢者の対面による見守りを補完するIoT電球(LED)及び見守りセンサー(インターネット回線を利用)を活用した見守り事業を試行実施する。
	(高齢福祉課) 稲城市高齢者福祉計画・稲城市介護保険事業計画(第9期)の策定	5,478	現行の稲城市介護保険事業計画(第8期)が令和5年度で終了となることから、令和6～8年度を計画期間とする稲城市高齢者福祉計画及び稲城市介護保険事業計画(第9期)を令和4年度から令和5年度までの2か年で一体的に策定する。
子ども福祉部	(子育て支援課) 子育て世帯臨時特別給付金支給事業	500	子育て世帯臨時特別給付金(国事業)の対象外となる令和4年4月1日生まれの児童を対象に10万円を給付する。
	(子育て支援課) 医療的ケア児保育支援事業	23,280	医療的ケアが必要な乳幼児を保育する保育所等に対し、経費の補助を行う。
	(子育て支援課・ICT推進課) 保育システムの改修	1,430	新型コロナウイルス感染症等により保育所を休所とした場合に保育料の日割り計算の対応を迅速に行うためのシステム改修を行う。

都市建設部	(まちづくり計画課) 稲城市無電柱化推進計画の策定	8,833	市内の無電柱化の現状を把握し、無電柱化の整備方針や整備候補路線の選定、無電柱化されたエリアの保全策などの内容を盛り込んだ稲城市無電柱化推進計画を策定する。
	(まちづくり再生課) 稲城市マンション管理適正化推進計画の策定	8,778	マンションの維持管理の適正化を図るため、市内の分譲マンションの基礎情報等を調査し、稲城市マンション管理適正化推進計画を策定する。
	(まちづくり再生課) 平尾団地の再生に向けた支援	7,586	「平尾団地の将来まちづくり構想」を踏まえ、平尾団地再生の基本構想図を作成する。
	(管理課) 路面下空洞調査	4,463	道路の陥没を未然に防ぐため、道路の下を水路が横断する箇所について空洞調査を実施する。
都市環境整備部	(緑と環境課) 第三次稲城市環境基本計画の策定	12,894	現行の第二次稲城市環境基本計画が令和4年度で終了となることから、次期計画（令和5年度～14年度）について策定する。
	(緑と環境課) 第四次稲城市緑の基本計画の策定	9,112	現行の第三次稲城市緑の基本計画が令和3年度で終了となることから、次期計画（令和5年度～14年度）について策定する。
	(緑と環境課) 吉方公園改修整備に伴うワークショップ等に関する経費	12	吉方公園をだれもが遊べる公園（インクルーシブ公園）として改修整備するにあたり、ワークショップを組織し、市民協働による検討を行う。
	(生活環境課) プラスチック廃棄物の再資源化事業	22,150	令和5年度にプラスチック廃棄物の再資源化事業を開始するにあたり、ごみ指定収集袋の作成等を行うとともに、周知啓発を行う。
	(生活環境課) 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画の策定	4,537	現行の第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画が令和5年度で終了となることから、次期計画（令和6年度～15年度）について、令和4年度から令和5年度までの2か年で策定する。
教育部	(教育総務課・建築保全課) 稲城第三小学校校舎基本調査等委託	20,405	校舎建物の老朽化の状況を調査し、今後の整備方針を検討する。
	(指導課) 小学校における特別非常勤講師の活用	4,503	高度な専門性を持つ外部人材に小学校の一部の授業（体育・外国語活動）を担わせることで教育の質の向上、教員のサポートを図っていく。
	(指導課) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入	834	これまでの地域・学校における取組みをベースとして、学校運営協議会制度を導入し、全小中学校をコミュニティ・スクールとする。
	(生涯学習課・人事課) 第四次稲城市生涯学習推進計画の策定	1,914	現行の第三次稲城市生涯学習推進計画が令和3年度で終了となることから、次期計画について策定する。
	(教育総務課・ICT推進課) 教育委員会におけるタブレット端末導入	164	教育委員会委員にタブレット端末を貸与し、ペーパーレス化等による業務の効率化を図るとともに、WEB会議の実施に備える。

レベルアップ

部局	事業	4年度 予算額 (影響額)	事業内容
産業文化スポーツ部	(市民協働課・人事課) 姉妹都市・友好都市関係事業	3,103 (2,818)	姉妹都市・友好都市との交流の促進を図るため、フォスターシティ市訪問における事業費の一部の補助及び姉妹都市・友好都市の道標を市庁舎敷地内に設置する。
	(経済課) デジタル商品券事業の実施	44,734 (34,320)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ消費の市外流出抑制及び市内経済の活性化のため、紙の商品券と併用してデジタル商品券事業を実施する。
	(経済課) 頑張れ！稲城の事業継続支援金（第4弾）	40,300 (40,300)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少している市内事業者（飲食店を含む）に対し更なる支援を行う。
福祉部	(生活福祉課) 「福祉くらしの相談窓口」相談体制の継続強化、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施	26,808 (6,661)	「福祉くらしの相談窓口」の相談支援員3名体制を継続し、引き続き生活困窮相談・支援ニーズに対応する。また、自立相談支援事業と併せて、新たに「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」を実施する。
	(健康課) 産後ケア事業（宿泊型）における実施委託先の拡充	6,714 (2,968)	産後ケア事業について、利用希望者の多様なニーズに応えるため、幅広く利用が可能となるよう実施機関を拡充する。
子ども福祉部	(児童青少年課) 向陽台小学校学童クラブの民営化	28,249 (8,606)	利用者の多様なニーズに対応するため、新たに向陽台小学校学童クラブを民営化する。
	(児童青少年課・人事課) 学童クラブ受入定員の拡大	241,782 (41,299)	学童クラブの需要増に対し、緊急対策として受入定員の拡大を図る。
子ども育福祉部	(児童青少年課・子育て支援課・学務課・生涯学習課) 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの整備	16,619 (16,619)	市内乳幼児施設・学校等の施設での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各施設に新型コロナウイルス感染症抗原検査キットを整備する。

都市環境整備部	(緑と環境課) 民有地ナラ枯れ対策事業補助金制度の創設	2,000 (1,752)	民有地で実施するナラ枯れ対策に係る経費の一部を補助する制度を創設する。
	(緑と環境課) 公園遊具の更新等	11,500 (6,500)	老朽化した遊具を中心に更新を行い、遊具の分散利用により三密を回避し、コロナ禍においても心身の健康を保持できるよう、公園環境の整備を行う。
消防本部	(防災課) 消防団員の処遇改善（出勤報酬）	10,974 (2,681)	消防団員の出勤報酬の見直しを行い、処遇改善を図る。

見直し

部局	事業	4年度 予算額 (影響額)	事業内容
福祉部	(高齢福祉課) 老人週間事業の実施方法の見直し	1,234 (131)	新しい生活様式を踏まえ、平成31年度まで実施していた「おとしよりへの感謝のつどい」を廃止し、高齢者表彰と記念品の贈呈、お祝いメッセージ動画配信など、老人週間事業の実施方法を変更する。

普通建設事業

部局	事業	事業内容
総務部	(総務契約課) 東長沼自治会館空調設備改修工事補助	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、経年劣化により機能の低下した東長沼自治会館空調設備の更新に対しての補助を行う。
生産部	(経済課) 農業用河川工作物応急対策事業 (大丸用水沈砂池の水門改修)	災害対策の強化を図るため、大丸用水沈砂池内の市内への水門の門扉等交換及び多摩川への放流門上部の開口部をふさぐ改修工事を実施する。
文化福祉部	(スポーツ推進課・建築保全課) 稲城中央公園総合体育館2階通路屋根防水改修工事	施設の安全な利用を図るため、稲城中央公園総合体育館レクリエーションルーム前の通路屋根全面の防水改修工事を実施する。
福祉部	(障害福祉課・指導課・建築保全課) 発達支援センター分室整備工事設計委託	旧第四保育園跡地に児童発達支援センターの機能を内包した発達支援センターの分室及び教育相談室の分室(移転)を設置するため、工事の設計を行う。
福祉部	(児童青少年課・建築保全課) 南山小学校学童クラブ増築工事設計委託	学童クラブの需要増に対し、受入定員の拡大を図るため、南山小学校学童クラブの増築工事の設計を行う。
都市建設部	(土木課) 市道1407号線整備事業	稲城第四小学校南側の田川について、排水断面を大きくするとともに、暗渠化し、水路用地を含めて車道と歩道を再整備するため、令和4年度は整備工事の設計を行う。
都市建設部	(土木課) 補助市道2号線道路改良工事	車両の通行の円滑化や安全性確保のため、車道の拡幅工事を実施する。
都市建設部	(土木課) 市道11号線整備事業	車両や歩行者等の通行の円滑化や安全性確保のため、道路の拡幅に向けて、令和4年度は測量や道路予備設計等を実施する。
都市建設部	(土木課) 多3・4・12号読売ランド線受託事業	道路拡幅工事等を継続して実施するとともに、現在整備予定のない都県境区間の整備について、東京都と連携し、検討する。
都市建設部	(管理課) iバス車両の更新(地域交通事業者支援)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、利用者が減少している地域交通事業者を支援するため、老朽化したiバス車両2台について、換気機能を向上した車両に更新する。
都市建設部	(管理課) 押立堀排水機場吐出弁等交換工事	令和3年度に交換したポンプの吐出弁、流入弁及びバルブコントロールの交換を実施する。

消 防 本 部	(消防総務課) 水難・水防活動車の整備	水難救助資機材や水防資機材を多く搬送でき、最新のクレーン機能を備えた水難・水防活動車を整備する。
	(警防課) 可搬式空気充填機の整備	長期化する災害現場でも、消防隊員の呼吸用保護器具である空気呼吸器に、より短時間で充填できる機器を整備する。
教 育 部	(教育総務課・建築保全課) 稲城第四小学校普通教室整備工事	令和5年度に児童数の増加により普通教室の不足が見込まれるため、現在、少人数教室として利用している部屋を、普通教室として利用できるように整備する工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 平尾小学校普通教室整備工事	令和5年度に児童数の増加により普通教室の不足が見込まれるため、現在、教材・相談室として利用している部屋を、普通教室として利用できるように整備する工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 南山小学校普通教室整備工事	令和5年度に児童数の増加により普通教室の不足が見込まれるため、現在、多目的室として利用している部屋を、普通教室として利用できるように整備する工事を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 南山小学校校舎増築工事設計委託	令和6年度に児童数の増加により普通教室の不足が見込まれるため、校舎増築工事の設計を行う。
	(教育総務課・建築保全課) 稲城第二中学校屋上防水及び外壁改修工事設計委託	経年劣化により校舎の雨漏りなどが生じているため、屋上防水及び外壁改修工事の設計を行う。
	(生涯学習課・建築保全課) 中央文化センターホール増築棟屋上防水改修工事	老朽化により雨漏りが生じ、施設の利用に支障を及ぼしているため、中央文化センターホール増築棟屋根について、屋上防水工事を実施する。
	(生涯学習課・建築保全課) 城山文化センター空調設備改修事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、経年劣化により機能の低下した空調設備の更新を行う。
	(学務課・土木課・区画整理課) 学校給食共同調理場第一調理場建替移転事業	南山東部土地区画整理事業地内に建設した新第一調理場のⅡ期工事として用地取得を行うとともに、旧第一調理場の跡地整備を行う。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる社会保障施策に要する経費

地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収入は全て社会保障施策に要する経費に充てることとなりました。

引上げ分の地方消費税交付金を充てる事業は、下表のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金のうち、地方消費税率引上げに伴う増収分 1,187,669 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 17,238,734 千円

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・都 支出金	そ の 他 特定財源	引上げ分の 地方消費税	差 引 一般財源
社会福祉	心身障害者福祉費	1,828,047	1,247,250	4	58,583	522,210
	老人福祉費	109,331	36,459	6,097	14,214	52,561
	児童福祉総務費	25,265	10,648	868	1,387	12,362
	児童処遇費	8,453,549	5,376,248	275,947	596,327	2,205,027
	保育所費	33,067	565	21,004	2,448	9,050
	児童館費	46,091	750	0	4,573	40,768
	学童クラブ費	388,240	346,525	0	4,208	37,507
	扶助費（生活保護費）	2,188,805	1,689,308	18,913	48,475	432,109
	幼稚園費	54,250	36,315	0	3,818	14,117
	小 計	13,126,645	8,744,068	322,833	734,033	3,325,711
社会保険	国民健康保険事業費	959,787	205,145	1	76,118	678,523
	介護保険事業費	833,006	50,854	0	166,497	615,655
	後期高齢者事業費	849,293	110,769	0	157,210	581,314
	小 計	2,642,086	366,768	1	399,825	1,875,492
保健衛生	保健衛生総務費	107,283	33,315	0	7,461	66,507
	予防費	690,035	500,409	2,790	18,845	167,991
	病院事業費	672,685	400,000	0	27,505	245,180
	小 計	1,470,003	933,724	2,790	53,811	479,678
合 計		17,238,734	10,044,560	325,624	1,187,669	5,680,881

都市計画税の充当事業

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てるために課税する目的税です。都市計画税を充てる事業は下表のとおりです。

（歳入）都市計画税

1,351,042千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		国 庫 支出金	都支出金	その他	都市計画税・ 基金繰入金	差 引 一般財源
都市計画事業 （普通建設事業）	88,877	0	43,705	0	45,172	0
都市計画事業 （公債費元利償還金）	239,573	0	0	0	239,573	0
下水道事業 （公共下水道事業）	348,678	37,000	1,850	309,828	0	0
下水道事業 （流域下水道事業）	67,631	0	0	67,631	0	0
下水道事業 （公債費元金償還金）	447,063	0	0	424,058	23,005	0
土地区画整理事業 （普通建設事業）	2,445,963	622,187	548,126	6,560	1,043,292	225,798
合 計	3,637,785	659,187	593,681	808,077	1,351,042	225,798

森林環境譲与税の充当事業

森林環境譲与税は、森林の整理及びその促進に関する施策に要する経費に充てるために国から譲与される地方譲与税です。森林環境譲与税を充てる事業は下表のとおりです。

（歳入）森林環境譲与税

9,751千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		国 庫 支出金	都支出金	その他	森林環境 譲与税	差 引 一般財源
稲城ふれあいの森事業 （ナラ枯れ防除委託）	3,425	0	1,712	0	1,537	176
公園等維持管理事業 （ナラ枯れ防除委託）	16,310	0	8,155	0	7,317	838
自然環境保全緑化推進 事業（ナラ枯れ対策事 業補助金）	2,000	0	1,000	0	897	103
合 計	21,735	0	10,867	0	9,751	1,117

議案概要説明書

議 案 番 号	第11号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和４年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算		

【概 要】

令和４年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億695万4,000円で、前年度当初予算と比較して4.4％、額にして３億2,734万6,000円の増となっています。主な要因は、１人当たりの医療費の増加に伴う保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の増額によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和４年度	令和３年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	1,544,988	1,520,037	24,951	1.6
	都支出金	5,287,170	5,065,605	221,565	4.4
	繰入金	959,788	878,915	80,873	9.2
	諸収入等	15,008	15,051	△43	△0.3
	合 計	7,806,954	7,479,608	327,346	4.4
歳出	保険給付費	5,103,399	4,891,086	212,313	4.3
	国民健康保険事業費納付金	2,560,729	2,442,283	118,446	4.8
	保健事業費	98,420	97,198	1,222	1.3
	総務費等	44,406	49,041	△4,635	△9.5
	合 計	7,806,954	7,479,608	327,346	4.4

歳入歳出年度別経理状況

[歳入]

(特に表示がないときは単位 千円)

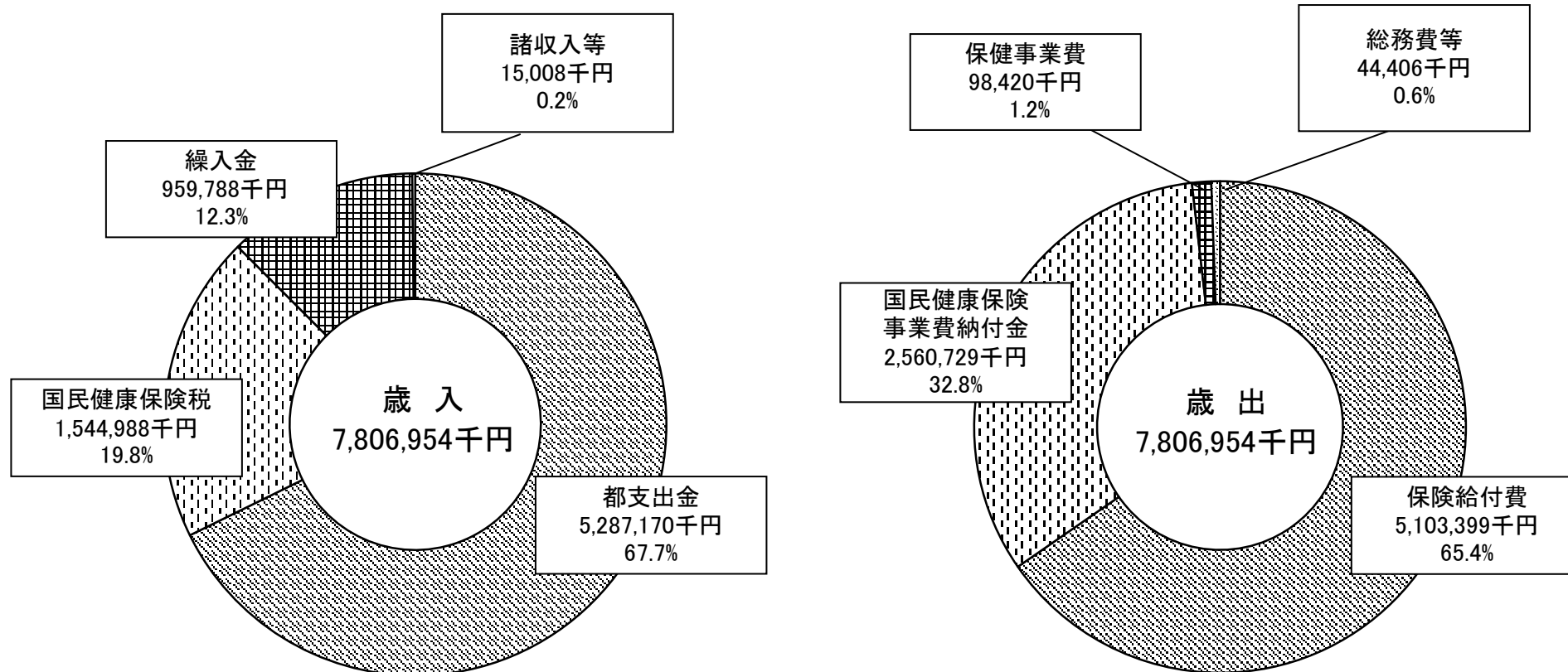
区 分	国民健康保険税		都支出金		繰入金		諸収入等		歳入合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和2年度 (当初予算)	1,537,660	20.4%	5,138,882	68.1%	848,454	11.2%	21,042	0.3%	7,546,038	2.1%
令和3年度 (当初予算)	1,520,037	20.3%	5,065,605	67.7%	878,915	11.8%	15,051	0.2%	7,479,608	△0.9%
令和4年度 (当初予算)	1,544,988	19.8%	5,287,170	67.7%	959,788	12.3%	15,008	0.2%	7,806,954	4.4%

[歳出]

(特に表示がないときは単位 千円)

区 分	保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		保健事業費		総務費等		歳出合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和2年度 (当初予算)	4,929,579	65.3%	2,471,118	32.7%	102,441	1.4%	42,900	0.6%	7,546,038	2.1%
令和3年度 (当初予算)	4,891,086	65.4%	2,442,283	32.7%	97,198	1.3%	49,041	0.6%	7,479,608	△0.9%
令和4年度 (当初予算)	5,103,399	65.4%	2,560,729	32.8%	98,420	1.2%	44,406	0.6%	7,806,954	4.4%

令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算の内訳



議案概要説明書

議 案 番 号	第12号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和４年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算		

【概 要】

令和４年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,771万2,000円で、前年度当初予算と比較して1.2％、額にして2,979万6,000円の減となっています。主な要因は、稲城稲城長沼駅周辺地区に係る事業費の減によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和４年度	令和３年度	比較増減額	増減率（％）
歳入	使用料及び手数料	21	15	6	40.0
	国庫支出金	622,187	455,705	166,482	36.5
	都支出金	548,126	362,055	186,071	51.4
	繰入金	1,370,316	1,751,619	△381,303	△21.8
	繰越金	500	500	0	0.0
	諸収入	6,562	7,614	△1,052	△13.8
	合 計	2,547,712	2,577,508	△29,796	△1.2
歳出	総務費	95,255	98,744	△3,489	△3.5
	事業費	2,452,156	2,478,463	△26,307	△1.1
	（榎戸）	(432,875)	(368,199)	(64,676)	(17.6)
	（矢野口駅周辺）	(260,788)	(351,012)	(△90,224)	(△25.7)
	（稲城長沼駅周辺）	(804,558)	(1,117,296)	(△312,738)	(△28.0)
	（南多摩駅周辺）	(371,935)	(441,956)	(△70,021)	(△15.8)
	（南山東部）	(582,000)	(200,000)	(382,000)	(191.0)
	公債費	1	1	0	0.0
	予備費	300	300	0	0.0
	合 計	2,547,712	2,577,508	△29,796	△1.2

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算の推移

年 度	当初予算額(千円)	対前年度増減額(千円)	対前年度増減率(%)
平成 6 年度	482, 880	—————	—————
平成 7 年度	655, 629	172, 749	35. 8
平成 8 年度	911, 884	256, 255	39. 1
平成 9 年度	710, 892	△ 200, 992	△ 22. 0
平成10年度	666, 468	△ 44, 424	△ 6. 2
平成11年度	964, 739	298, 271	44. 8
平成12年度	1, 656, 039	691, 300	71. 7
平成13年度	2, 781, 195	1, 125, 156	67. 9
平成14年度	4, 159, 766	1, 378, 571	49. 6
平成15年度	3, 445, 217	△ 714, 549	△ 17. 2
平成16年度	3, 409, 171	△ 36, 046	△ 1. 0
平成17年度	2, 846, 664	△ 562, 507	△ 16. 5
平成18年度	3, 147, 238	300, 574	10. 6
平成19年度	2, 384, 870	△ 762, 368	△ 24. 2
平成20年度	2, 546, 518	161, 648	6. 8
平成21年度	2, 199, 087	△ 347, 431	△ 13. 6
平成22年度	2, 164, 465	△ 34, 622	△ 1. 6
平成23年度	2, 900, 445	735, 980	34. 0
平成24年度	2, 725, 107	△ 175, 338	△ 6. 0
平成25年度	2, 301, 159	△ 423, 948	△ 15. 6
平成26年度	2, 547, 116	245, 957	10. 7
平成27年度	2, 412, 759	△ 134, 357	△ 5. 3
平成28年度	1, 966, 118	△ 446, 641	△ 18. 5
平成29年度	1, 826, 623	△ 139, 495	△ 7. 1
平成30年度	1, 321, 036	△ 505, 587	△ 27. 7
平成31年度	1, 284, 973	△ 36, 063	△ 2. 7
令和 2 年度	1, 433, 452	148, 479	11. 6
令和 3 年度	2, 577, 508	1, 144, 056	79. 8
令和 4 年度	2, 547, 712	△ 29, 796	△ 1. 2

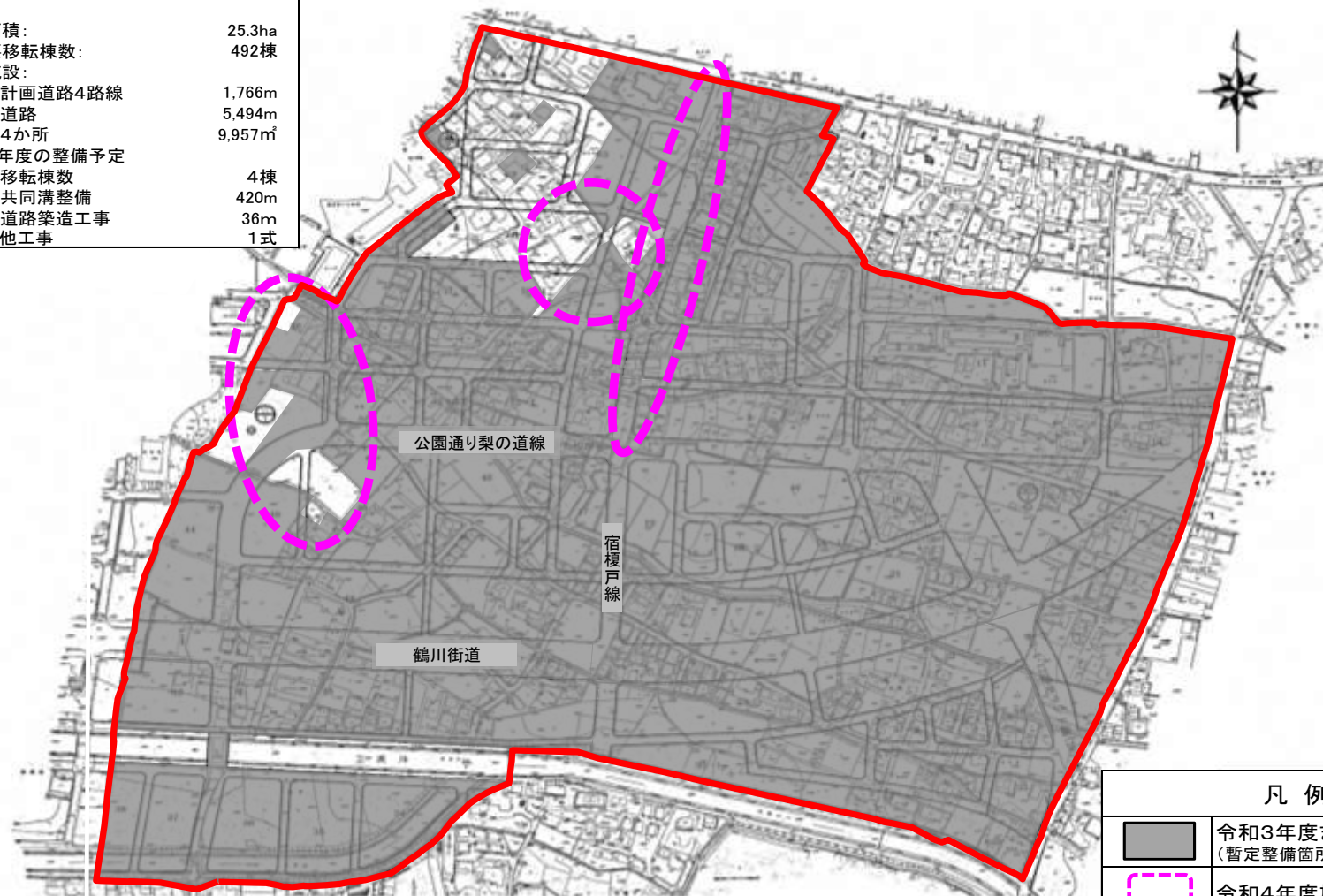
令和4年度事業内容

事業の名称	全 体 計 画		主な事業内容	事業主体
	施行面積	事業認可公告		
稲城榎戸 土地区画整理事業	25.3ha	平成元年12月	・建物移転 ・電線共同溝整備工事 ・区画道路築造工事 ・仮換地指定	市施行
稲城矢野口駅周辺 土地区画整理事業	16.8ha	平成5年1月	・建物移転 ・区画道路築造工事 ・仮換地指定	市施行
稲城稲城長沼駅周辺 土地区画整理事業	10.6ha	平成5年8月	・建物移転 ・都市計画道路築造工事 ・仮換地指定	市施行
稲城南多摩駅周辺 土地区画整理事業	12.2ha	平成5年1月	・建物移転 ・電線共同溝整備工事 ・仮換地指定	市施行
南山東部 土地区画整理事業	87.5ha	平成18年4月	・擁壁、道路築造工事等	組合施行

令和4年度事業計画【榎戸地区】

稲城榎戸土地区画整理事業概要

- | | |
|--------------|--------|
| ① 施行面積: | 25.3ha |
| ② 建物要移転棟数: | 492棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路4路線 | 1,766m |
| ・区画道路 | 5,494m |
| ・公園4か所 | 9,957㎡ |
| ④ 令和4年度の整備予定 | |
| ・建物移転棟数 | 4棟 |
| ・電線共同溝整備 | 420m |
| ・区画道路築造工事 | 36m |
| ・その他工事 | 1式 |



0 50 100 150 200

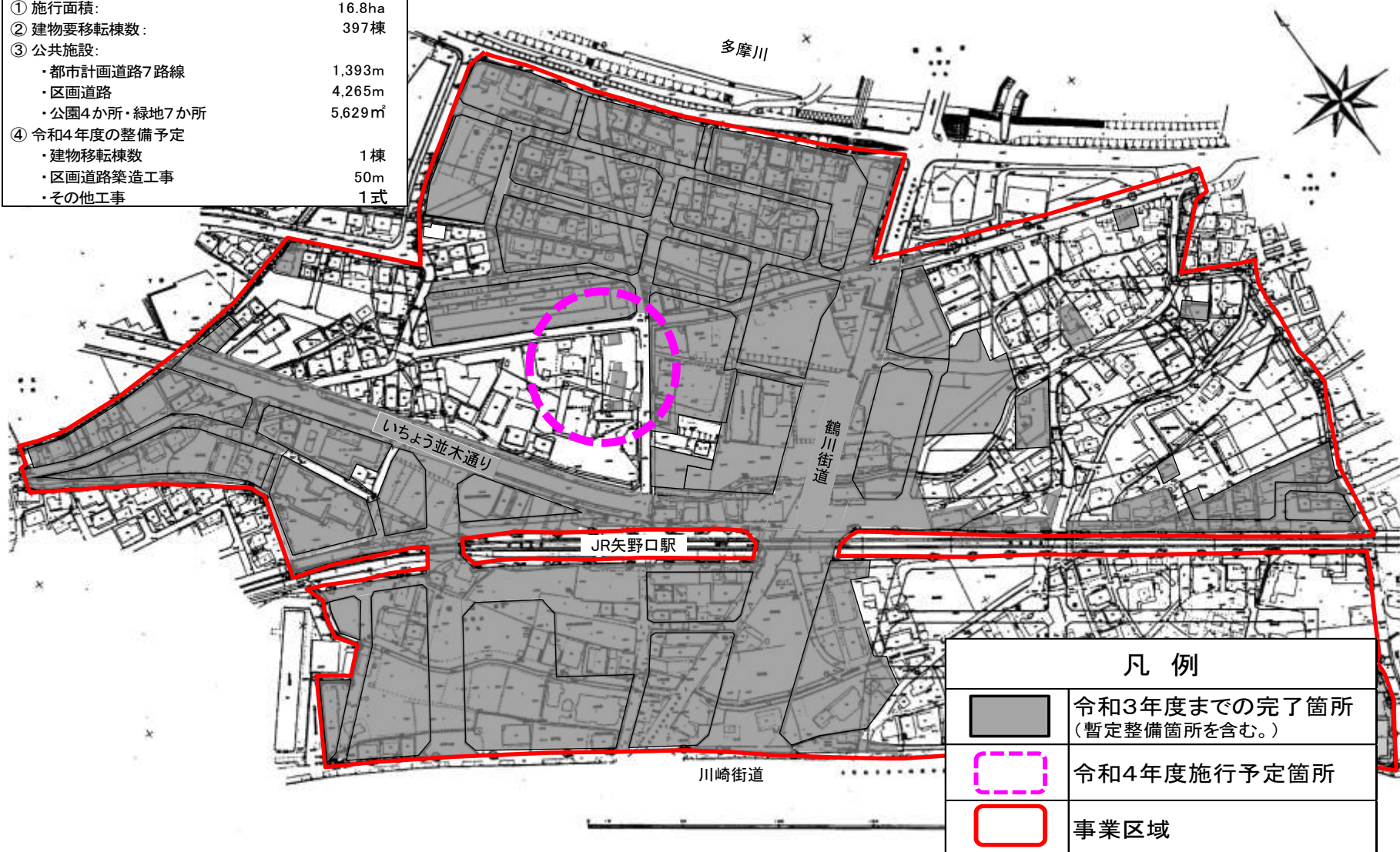
凡 例

	令和3年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和4年度施行予定箇所
	事業区域

令和4年度事業計画【矢野口駅周辺地区】

稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業概要

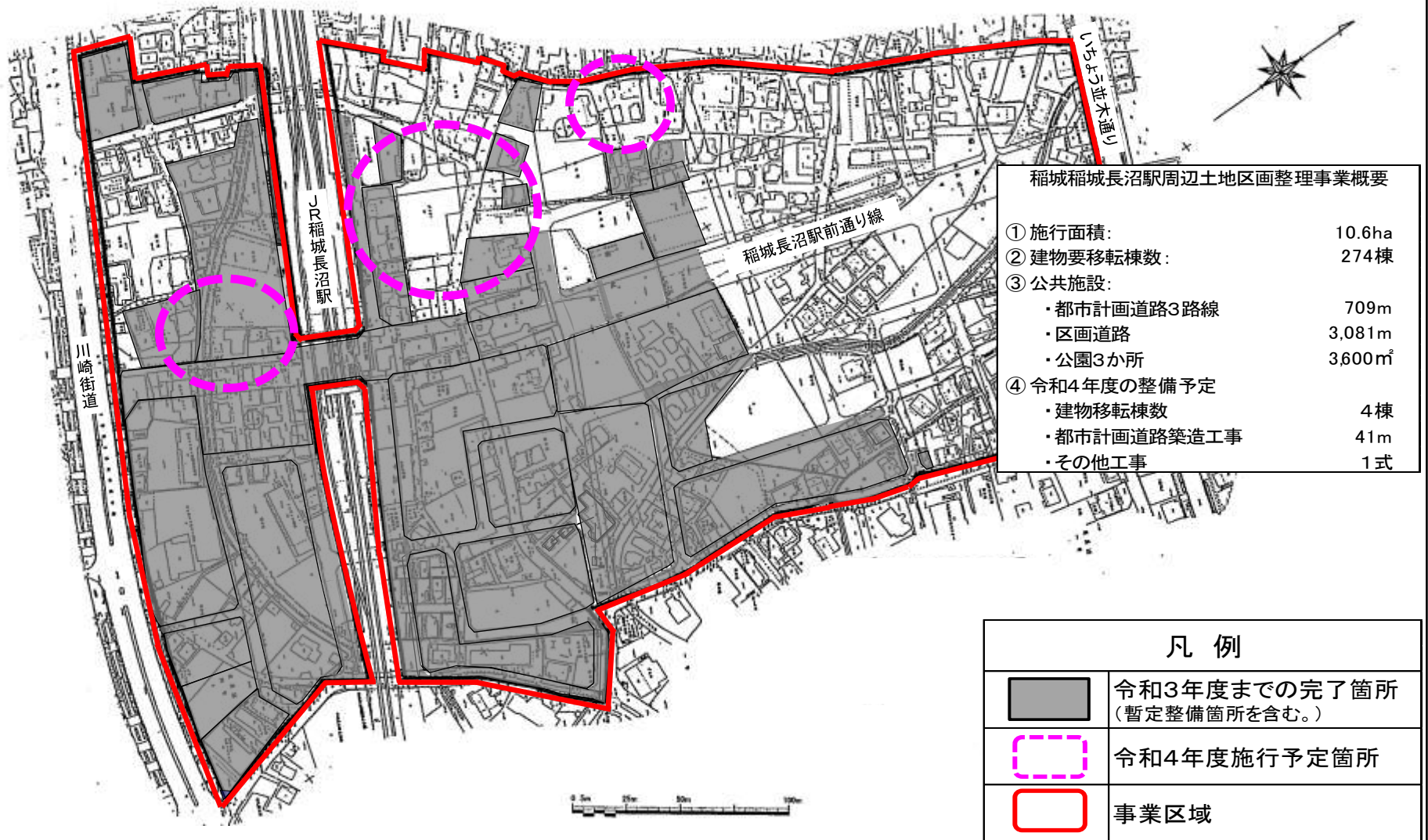
- | | |
|--------------|--------|
| ① 施行面積: | 16.8ha |
| ② 建物要移転棟数: | 397棟 |
| ③ 公共施設: | |
| ・都市計画道路7路線 | 1,393m |
| ・区画道路 | 4,265m |
| ・公園4か所・緑地7か所 | 5,629㎡ |
| ④ 令和4年度の整備予定 | |
| ・建物移転棟数 | 1棟 |
| ・区画道路築造工事 | 50m |
| ・その他工事 | 1式 |



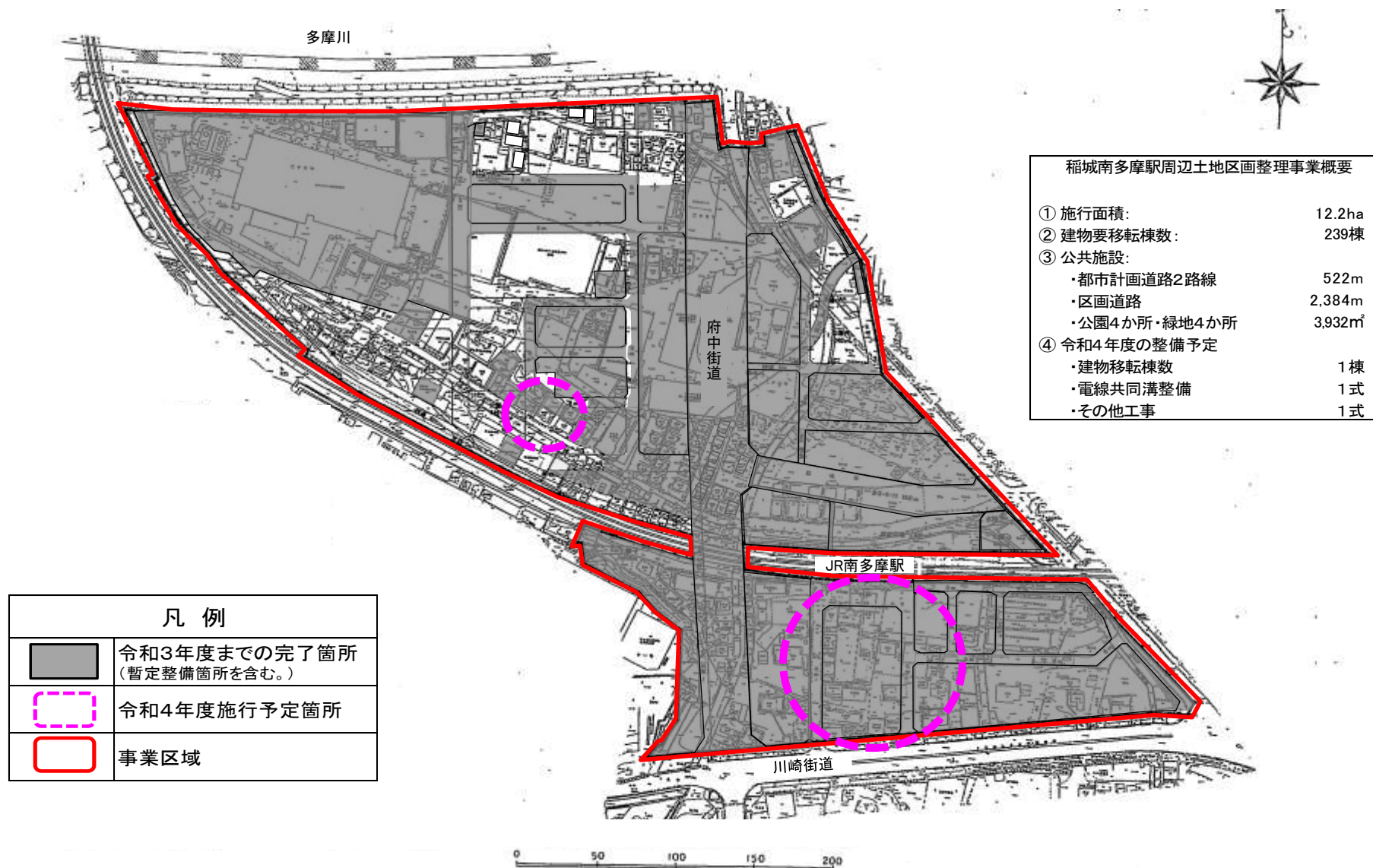
凡 例

	令和3年度までの完了箇所 (暫定整備箇所を含む。)
	令和4年度施行予定箇所
	事業区域

令和4年度事業計画【稲城長沼駅周辺地区】



令和4年度事業計画【南多摩駅周辺地区】



議案概要説明書

議案番号	第13号	担当課	福祉部高齢福祉課
件名	令和4年度東京都稲城市介護保険特別会計予算		

【概要】

令和4年度東京都稲城市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億5,832万2,000円で、前年度当初予算と比較して4.3%、額にして2億3,009万7,000円の増となっています。主な要因は、要支援・要介護認定者数の増加に伴う介護給付費等の増によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

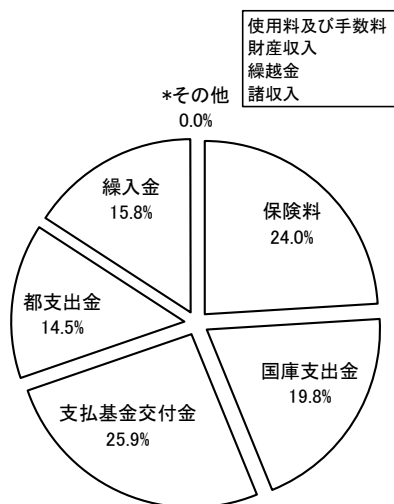
款等の区分		令和4年度	令和3年度	比較増減額	増減率(%)
歳入	保険料	1,335,466	1,285,003	50,463	3.9
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	国庫支出金	1,100,830	1,042,279	58,551	5.6
	支払基金交付金	1,439,253	1,376,018	63,235	4.6
	都支出金	802,968	769,976	32,992	4.3
	財産収入	648	551	97	17.6
	繰入金	878,000	853,211	24,789	2.9
	繰越金	1,000	1,000	0	0.0
	諸収入	156	186	△30	△16.1
	合 計	5,558,322	5,328,225	230,097	4.3
歳出	総務費	69,945	80,373	△10,428	△13.0
	介護給付費	5,105,162	4,863,080	242,082	5.0
	地域支援事業費	376,519	378,119	△1,600	△0.4
	基金積立金	648	551	97	17.6
	公債費	1	1	0	0.0
	諸支出金	5,047	5,101	△54	△1.1
	予備費	1,000	1,000	0	0.0
	合 計	5,558,322	5,328,225	230,097	4.3

令和4年度東京都稲城市介護保険特別会計予算構成

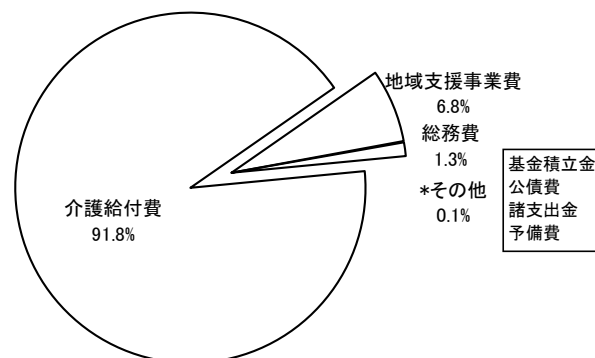
歳入	(単位 千円)
保険料	1,335,466
* 使用料及び手数料	1
国庫支出金	1,100,830
支払基金交付金	1,439,253
都支出金	802,968
* 財産収入	648
繰入金	878,000
* 繰越金	1,000
* 諸収入	156
合 計	5,558,322

歳出	(単位 千円)
総務費	69,945
介護給付費	5,105,162
地域支援事業費	376,519
* 基金積立金	648
* 公債費	1
* 諸支出金	5,047
* 予備費	1,000
合 計	5,558,322

《歳入構成比》



《歳出構成比》



(令和4年10月1日見込み)

- 人口 93,413人
- 第1号被保険者数(65歳以上) 20,600人
- 高齢化率(65歳以上の人口／人口) 22.1%

○ 保険料の設定

区 分		第1段階※	第2段階※	第3段階※	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
基準額 64,800円 (月額 5,400円)	保険料率	0.263	0.443	0.644	0.831	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0
	年額	17,000円	28,700円	41,700円	53,800円	64,800円	77,700円	84,200円	97,200円	110,100円	116,600円	123,100円	129,600円
	月額	1,410円	2,390円	3,470円	4,480円	5,400円	6,470円	7,010円	8,100円	9,170円	9,710円	10,250円	10,800円
第1号被保険者数	20,600人	3,043人	1,502人	1,319人	2,559人	2,622人	2,304人	3,390人	1,781人	647人	417人	394人	622人

- 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。
 - 保険料の年額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。
- ※ 第1段階から第3段階までの年額及び月額は、公費による負担軽減後の金額です。

○ 要支援・要介護認定者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
要支援・要介護認定者	476人	541人	632人	509人	384人	380人	314人	3,236人

- 介護給付費の内訳 5,105,162千円
- * 居宅介護（予防）サービス費 2,273,657千円
 - * 地域密着型（予防）サービス費 744,383千円
 - * 施設介護サービス費 1,548,030千円
 - * 福祉用具購入費（予防） 12,267千円
 - * 住宅改修費（予防） 27,500千円
 - * 居宅介護（予防）サービス計画費 235,045千円
 - * 審査支払手数料 5,903千円
 - * 高額介護（予防）サービス費 139,127千円
 - * 高額医療合算介護（予防）サービス費 25,667千円
 - * 特定入所者介護（予防）サービス費 93,583千円

議案概要説明書

議 案 番 号	第14号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和４年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算		

【概 要】

令和４年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,350万5,000円で、前年度当初予算と比較して8.1％、額にして１億4,624万7,000円の増となっています。主な要因は、被保険者数の増に伴う後期高齢者医療保険料及び療養給付費負担金の増額によるものです。

【歳入歳出の内訳】

（特に表示がないときは単位 千円）

款等の区分		令和４年度	令和３年度	比較増減額	増減率（％）
歳入	後期高齢者医療保険料	1,031,018	957,419	73,599	7.7
	使用料及び手数料	1	1	0	0.0
	繰入金	849,293	782,015	67,278	8.6
	広域連合支出金	72,553	66,989	5,564	8.3
	繰越金	1	1	0	0.0
	諸収入	639	833	△194	△23.3
	合 計	1,953,505	1,807,258	146,247	8.1
歳出	総務費	16,799	10,249	6,550	63.9
	分担金及び交付金	1,845,679	1,710,466	135,213	7.9
	保健事業費	64,457	60,722	3,735	6.2
	諸支出金	26,070	25,321	749	3.0
	予備費	500	500	0	0.0
	合 計	1,953,505	1,807,258	146,247	8.1

歳入歳出年度別当初予算比較表

[歳入]

(単位 千円)

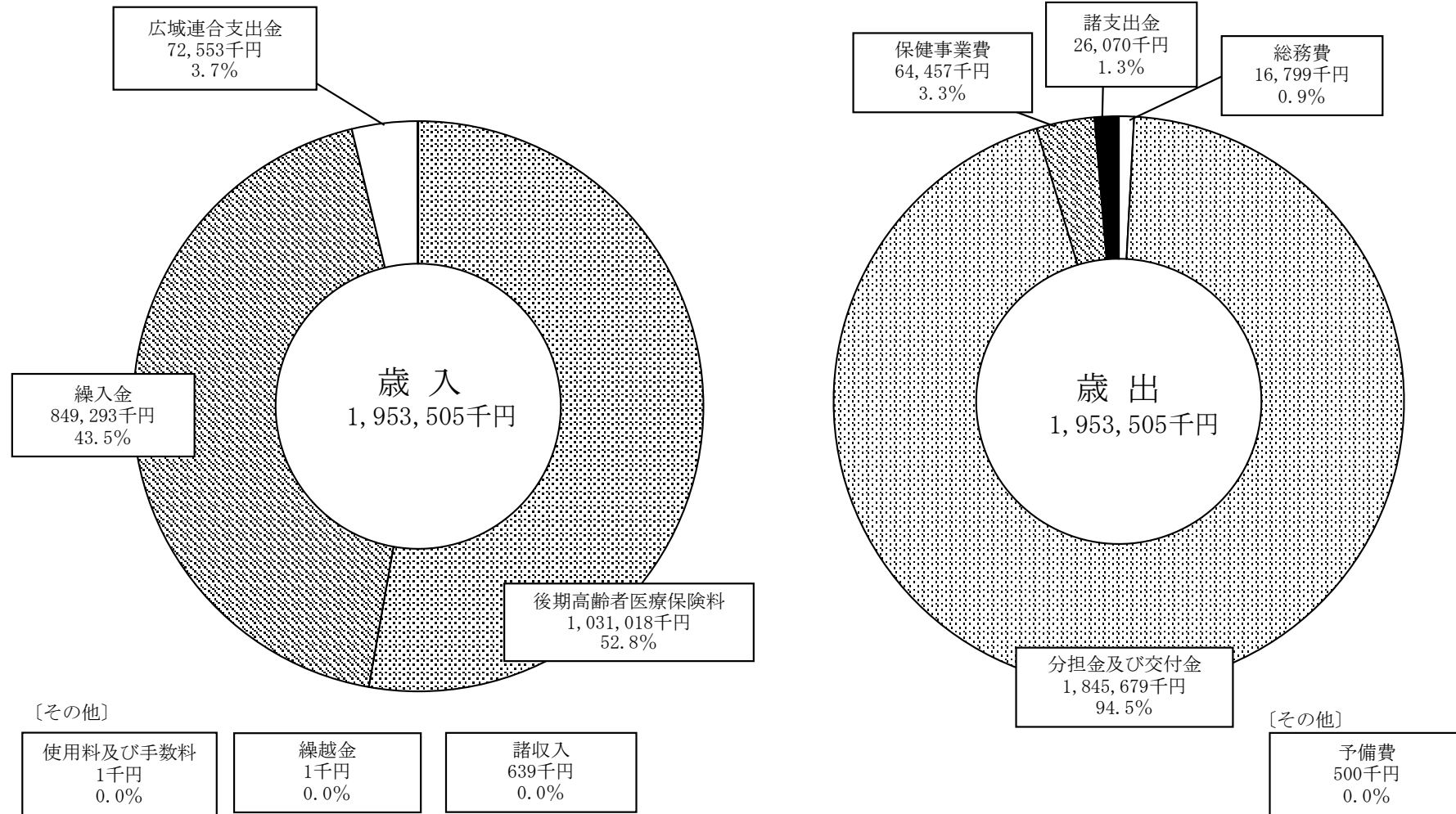
項目 年度	後期高齢者医療保険料		使用料及び手数料		繰入金		広域連合支出金		繰越金		諸収入		歳入合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和2年度	919,599	52.5%	1	0.0%	767,442	43.9%	62,491	3.6%	1	0.0%	358	0.0%	1,749,892	5.3%
令和3年度	957,419	53.0%	1	0.0%	782,015	43.3%	66,989	3.7%	1	0.0%	833	0.0%	1,807,258	3.3%
令和4年度	1,031,018	52.8%	1	0.0%	849,293	43.5%	72,553	3.7%	1	0.0%	639	0.0%	1,953,505	8.1%

[歳出]

(単位 千円)

項目 年度	総務費		分担金及び交付金		保健事業費		諸支出金		予備費		歳出合計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年比
令和2年度	13,492	0.8%	1,652,354	94.4%	58,464	3.3%	25,382	1.5%	200	0.0%	1,749,892	5.3%
令和3年度	10,249	0.6%	1,710,466	94.6%	60,722	3.4%	25,321	1.4%	500	0.0%	1,807,258	3.3%
令和4年度	16,799	0.9%	1,845,679	94.5%	64,457	3.3%	26,070	1.3%	500	0.0%	1,953,505	8.1%

令和4年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算内訳



議案概要説明書

議案番号	第15号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	令和4年度東京都稲城市下水道事業会計予算		

【概要】

令和4年度東京都稲城市下水道事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は2,541,257千円、収益的支出と資本的支出の合計は2,823,302千円となっています。

【収益的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和4年度	令和3年度	比較増減額	増減率(%)
下水道事業収益	2,083,306	2,019,811	63,495	3.1
営業収益	1,257,106	1,199,320	57,786	4.8
営業外収益	822,657	817,199	5,458	0.7
特別利益	3,543	3,292	251	7.6
下水道事業費用	1,922,490	1,894,520	27,970	1.5
営業費用	1,782,228	1,741,790	40,438	2.3
営業外費用	139,250	151,703	△ 12,453	△ 8.2
特別損失	12	27	△ 15	△ 55.6
予備費	1,000	1,000	0	0.0

【資本的収入及び支出の内訳】

(9頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和4年度	令和3年度	比較増減額	増減率(%)
資本的収入	457,951	660,221	△ 202,270	△ 30.6
企業債	166,400	290,828	△ 124,428	△ 42.8
他会計負担金	29,948	32,664	△ 2,716	△ 8.3
他会計補助金	20,060	124,392	△ 104,332	△ 83.9
国庫補助金	37,000	43,500	△ 6,500	△ 14.9
都補助金	1,850	2,175	△ 325	△ 14.9
負担金等	202,693	166,662	36,031	21.6
資本的支出	900,812	1,067,727	△ 166,915	△ 15.6
建設改良費	447,136	560,678	△ 113,542	△ 20.3
企業債償還金	453,676	507,049	△ 53,373	△ 10.5

※ 資本的支出に対して資本的収入が不足する額442,861千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,404千円、過年度分損益勘定留保資金143,689千円及び当年度分損益勘定留保資金285,768千円で補填します。

議案概要説明書

議案番号	第16号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和4年度東京都稲城市病院事業会計予算		

【概要】

令和4年度東京都稲城市病院事業会計予算の収益的収入と資本的収入の合計は8,464,155千円、収益的支出と資本的支出の合計は8,969,861千円となっています。

【収益的収入及び支出の内訳】

(7頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和4年度	令和3年度	比較増減額	増減率(%)
病院事業収益	7,978,957	7,614,791	364,166	4.8
医業収益	6,494,245	5,111,439	1,382,806	27.1
医業外収益	1,484,710	2,503,350	△ 1,018,640	△ 40.7
特別利益	2	2	0	0.0
病院事業費用	7,978,957	7,614,791	364,166	4.8
医業費用	7,858,740	7,499,122	359,618	4.8
医業外費用	114,615	111,867	2,748	2.5
特別損失	3,602	1,802	1,800	99.9
予備費	2,000	2,000	0	0.0

【資本的収入及び支出の内訳】

(8頁)

(特に表示がないときは単位 千円)

款等の区分	令和4年度	令和3年度	比較増減額	増減率(%)
資本的収入	485,198	327,656	157,542	48.1
企業債	375,700	219,800	155,900	70.9
他会計負担金	30,000	30,000	0	0.0
奨学貸付返還金	1	1	0	0.0
都補助金	79,497	77,855	1,642	2.1
資本的支出	990,904	739,070	251,834	34.1
企業債償還金	586,981	489,292	97,689	20.0
建設改良費	400,923	246,778	154,145	62.5
奨学貸付金	3,000	3,000	0	0.0

※ 資本的支出に対して資本的収入が不足する額505,706千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

第17号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和5年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第17号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約		
【概 要】 本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和5年度まで実施するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。 【変更内容】 ○ 附則第5項 保険料の軽減に係る経費について、関係区市町村が負担金として支弁する措置を令和4年度及び令和5年度において実施することとします。 【施行期日等】 この規約は、令和4年4月1日から施行します。また、附則において、経過措置について規定します。			

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

改 正 案	現 行								
第1条～第19条（略）	第1条～第19条（略）								
附 則	附 則								
1～4（略）	1～4（略）								
5 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u> の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中	5 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u> の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
備考	備考								
1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。	1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。								
2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。	2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。								
とあるのは、	とあるのは、								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント								

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

<u>(経過措置)</u> <u>2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</u> 別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)
--	----------------------

第18号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号））

令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和４年２月24日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市告示第142号

専 決 処 分 書

令和3年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年12月20日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 3 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）

令和 3 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）

令和 3 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,602,290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,272,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年12月20日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,573,469	1,602,290	9,175,759
	2 国庫補助金	1,827,916	1,602,290	3,430,206
歳入合計		38,670,486	1,602,290	40,272,776

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,637,811	1,932	3,639,743
	1 総務管理費	2,915,111	1,932	2,917,043
3 民生費		17,877,835	1,600,358	19,478,193
	1 社会福祉費	5,232,450	923,615	6,156,065
	2 児童福祉費	10,400,828	676,743	11,077,571
歳出合計		38,670,486	1,602,290	40,272,776

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算管理運営費	1,932
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	381,162

歲入歲出予算事項別明細書

歲入

第 16 款 国庫支出金 (補正額 1,602,290 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2 国 庫 補 助 金		1, 827, 916	1, 602, 290	3, 430, 206		
	1 民生費国庫補助金	1, 134, 204	1, 602, 290	2, 736, 494		
					1 社 会 福 祉 費 補 助 金	925, 547
					2 児 童 福 祉 費 補 助 金	676, 743
計		7, 573, 469	1, 602, 290	9, 175, 759		

(単位：千円)

説	明
(生活福祉課)	925, 547
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 (1 0 / 1 0)	872, 800
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金 (1 0 / 1 0)	52, 747
(子育て支援課)	676, 743
子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 (1 0 / 1 0)	676, 250
子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 (1 0 / 1 0)	493

第16款 国 庫 支 出 金

第 2 款 総 務 費 (補正額 1,932 千円)

— 10 —

第2款 総務費

第 3 款 民 生 費 (補正額 1,600,358 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社 会 福 祉 費		5,232,450	923,615	6,156,065	923,615	0	0	0	0
	1 社会福祉総務費	444,159	923,615	1,367,774	923,615	0	0	0	0
					1,084	0	0	0	0
					922,531	0	0	0	0
2 児 童 福 祉 費		10,400,828	676,743	11,077,571	676,743	0	0	0	0
	2 児童処遇費	9,483,619	676,743	10,160,362	676,743	0	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職 員 手 当	1,084	1 人件費（人事課） 1,084
8 旅 費	7	3 職員手当 1,084 時間外勤務手当 1,084
10 需 用 費	2,193	10 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業（生活福祉課） 922,531
1 消 耗 品 費	900	8 旅費 7 普通旅費 7
4 印 刷 製 本 費	933	10 需用費 2,193 ①消耗品費 900 事務用 900 ④印刷製本費 933 封筒等印刷 933 ⑤光熱水費 360 電気料金 360
5 光 熱 水 費	360	11 役務費 3,678 手数料 393 支払金口座振替手数料 393 通信運搬費 3,284 電話料等 678 郵便料 2,606 保険料 1 火災保険料 1
11 役 務 費	3,678	12 委託料 30,600 給付事務職員派遣委託 27,222 警備委託 139 チラシ配布委託 370 封入封緘等業務委託 547 事務所清掃等委託 500 ネットワーク回線設定等委託 1,822
12 委 託 料	30,600	13 使用料及び賃借料 13,253 事務所借上料 5,649 事務用什器等賃借料 1,802 システム機器等賃借料 5,802
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	13,253	18 負担金補助及び交付金 872,800 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 872,800
18 負担金補助及び交付金	872,800	

一般職

給与費明細書

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数（人）	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考							
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計										
補 正 後	[178] (17) 510	383,003	1,930,215	1,616,501	3,929,719	750,216	4,679,935								
補 正 前	[178] (17) 510	383,003	1,930,215	1,615,417	3,928,635	750,216	4,678,851								
比 較	[0] (0) 0	0	0	1,084	1,084	0	1,084								
職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当 手	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	期 末 ・ 勤 勉 当 手	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
	補 正 後	46,925	307,339	59,934	41,014	6,584	151,570	3,431	0	905,829	15,033	34,530	240	43,892	180
	補 正 前	46,925	307,339	59,934	41,014	6,584	150,486	3,431	0	905,829	15,033	34,530	240	43,892	180
	比 較	0	0	0	0	0	1,084	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。
なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	備 考
報 酬	0		- 0		
給 料	0		- 0		
職 員 手 当	1,084	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に伴う増分	1,084	時間外勤務手当	

議案概要説明書

議 案 番 号	第18号	担 当 課	企画部財政課
件 名	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号））		
【概 要】			
本案は、令和３年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により令和３年12月20日に専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。			